

イギリスのインド支配とその遺産

——統治構造を中心として——

木 村 雅 昭

目次

- 第一章 大英帝国のなかのインド
- 第二章 インド高等文官
- 第三章 パブリック・スクール——貴族的伝統と帝國的伝統
- 第四章 帝国支配とその遺産——イギリスとインド
- 第五章 大英帝国の光と影

第一章 大英帝国のなかのインド

本稿は大英帝国の要と位置づけられていたイギリスのインド支配が本国と植民地に及ぼした影響を、統治の在り方に焦点を絞って検討しようとするものである。もとより一口に大英帝国といっても、地球の陸地面積の四分の一近くを支

配し、その内に世界の全人口の四分の一を擁していたこの帝国は、世界の至るところに領土を有し、そこに住まう住民も極めて多様な人々からなっていた。「カエサルやシャルルマーニュといえども、これほど奇妙な領土を統治したことはない」、「幾多の海に国旗が翻り、あらゆる地域に属州があり、そこに住む人々は人種を異にし、宗教を異にし、法律、風俗、習慣を異にする」と述べたのは、大英帝国の立て役者にして、帝国主義外交を遮二無二押し進めたディズレーリーである。こうした多種多様性は、帝国の舵取りを任された政治家をとくに困惑させるものであったが、各地に点在する植民地は、世界に君臨するイギリスの力と威信の背景をなしていた。はたして本国のみならずこれらの植民地を防護する任務を負っていたイギリス海軍は、一九世紀の大半、他を圧する偉容を誇っており、それは帝国の守護神であると同時に、他国に対する無言の威圧ともなっている。また植民地はイギリス本国に原料と食糧を供給する一方、いうまでもなくその工業製品に捌け口を提供することによって、「世界の工場」イギリスを支えるバックボーンと捉えられていた。

この帝国が絶頂期を迎えたかに見えた一八九七年に、盛大に挙行されたヴィクトリア女王即位六〇周年記念式典に際してのことである。八〇歳近い高齢をおしてパレードする女王のお供するのは、お国自慢のきらびやかな衣装に身を包んだ植民地の頭官たちである。また彼らに護衛として付き従うのはオーストラリア、カナダ、ナタール（南アフリカ）からやってきた騎兵であり、インドのタール砂漠の奥深くに位置するピカネールの駱駝隊、インド帝国軍部隊であり、さらにはニジェール河と黄金海岸（ガーナ）から来たハウサ族、マレー人、シンハラ族、ジャマイカ人、英領ギアナ、キプロス等からやって来た人たちである。このようにあなたも帝国そのものを象徴するかのような多種多様な人種からなる一行が、物見高いロンドン子が居並ぶ眼前を練り歩いたとき、小旗がうち振られ、人々の間に帝国の偉大さに対する想いを新たにさせ、こうした帝国を建設した自分たちの偉業に対する誇らかな気持ちを掻きたてた。

「太陽は幾百万年、天空にかかり続けてきただろうか。その太陽でさえ、あれほどの力とエネルギーが具現される様を見たのは、昨日が始めてだったに違いない」と称えたのは「デイリー・メール」紙である。また日頃はなにかとやっかみに満ちた記事を掲載するフランスの新聞も「かのローマ帝国に匹敵する力がカナダ、オーストラリア、インド、シナ海、エジプト、中央・南アフリカ、大西洋、地中海で人々を統治し、その利害を支配している」（フィガロ紙）と率直に称賛し、さらにかつての宗主国に対して日頃は愛憎相半ばする複雑な感情を抱いていたアメリカも、この日ばかりは「われわれがその一部、しかも偉大なる一部である大英帝国は明らかに、この地球という星を支配すべく運命づけられているようだ」（ニューヨーク・タイムズ紙）と称讃の言葉を浴びせかけることとなったのである。⁽²⁾

このような大英帝国のなかで、インドは次第に特別な位置を占めるようになってきた。「船、植民地、商業」こそがイギリスの偉大さの礎であると看破したデイズレリー⁽³⁾にとって、イギリスはもはやヨーロッパの一国ではなくて広大な海洋帝国の首都であり、そしてこの帝国の中心にはインドが位置していた。デイズレリーによれば、インドこそが大英帝国の礎をなしている意味で、インドの利害はイギリスの利害と不可分であり、このインドを防衛することこそがイギリス外交の最重要課題である。はたして一八七五年に財政難に陥ったエジプトから、スエズ運河の株式を買い取って、イギリス政府が大株主になったのも、インドへのルートを確保するためである。その二年後にヴィクトリア女王がインド皇帝として君臨することとなったのも、インドとの結びつきをより強固にせんとしたがためである。そればかりでなくこのときインド総督として君臨したリットン卿が、アフガニスタンに大規模な遠征軍を派遣した背景にも、同じような意図をみてとることができるであろう。

それは中央アジアの草原を突っ切って南下してくるロシアの脅威からインドを防衛するためであり、なかんずくアフガニスタンにロシアが勢力を扶植することによってインドの西北国境地帯に騷擾を引き起こすに先立って、当地をイギ

リスの勢力圏に編入せんとする意図に発するものである。この時、リットン卿が派遣した軍勢はカーブルやカンダハル、さらには荒涼たるアフガニスタンの山岳地帯で幾多の戦闘を交え、イギリス側にも少なからぬ犠牲を生み出すこととなったものの、同じような憂慮はこれ以前も、これ以後も、イギリスとインドの政治家の脳裏を去来した。というのもインドこそは広大な大英帝国のなかで「帝国の真珠」さながら魅惑的な光芒を放っており、迫り来るロシアの脅威からのインドの防衛は、帝国経営の戦略的要に位置づけられていたからである。「われわれがインドを支配する限り、われわれは世界最強の強国である。もしもわれわれがインドを失うなら、たちどころに三等国へと転落するであろう」と、一八九九年から一九〇五年までインド総督の任にあり、同じくロシアの脅威からインドを防衛するために腐心したカーゾン卿は書いている。インドは中国とならんでアジア大陸に君臨する帝国であり、従来からその影響は中央アジアやチベットはもとより、ペルシアから中東、東南アジアの各地に及んでいた。したがってインドを支配することは、広大なこれらの地域にも直接、間接に支配権を拡大することである。

それと同時にイギリスは、次第にインドに対して他の植民地とは異なる特別な感情を抱くようになってきた。「大英帝国にとってもっとも重要な財産であるインドは、それ以外の領地と性格を異にしていた。英領になって久しいので、国民意識に定着しているうえ、いかにも強大なインドは、本国政府と並んで二重権力の一方を担う存在になっていた。英国民にとって帝国の大半は空白だったが、上はインド人召使いにかしずかれる女王陛下から、できそこないの弟がインドにいったまま消息不明になっている庶民の家庭まで、インドはつねに意識にかかっている。インドはもともと輝かしい宝石であり、統治のしるしであり、万物の理法の一部だった。氷雨のふる北国の人々にとって、そんな国を持っているというのは、驚異の家宝を持つにも似た喜びだった」と、一九六〇年代の終わりにジャーナリスト、ジャン・モリスは書いている。

このように物理的にも心理的にも大英帝国の要に位置づけられていたインドではあったが、しかし一八世紀の後半にこの地でイギリスが勢力拡大に乗り出したとき、イギリスの朝野には覆いがたい憂慮が広まった。というのもインドにおけるイギリス領は、アジア的な政治風土の上に軍事力にものをいわせて樹立された専制的な政治システムの支配下にあり、この点で自由をなによりも尊んでいた本国の政治的伝統とも、さらには新天地で名実共に自由な体制を樹立せんとした新大陸の植民地⁽⁸⁾とも、異質であったからである。しかもそこには本国の政治的伝統を掘り崩す危険が宿されているであろう。それは英領インドの専制的な政治システムが、いつとはなしに本国へと還流してくる結果もたらされるものである。この意味で古代ローマがその版図を東方世界へと拡大するにつれ、アジアの専制的統治システムが本国へと持ち込まれ、共和制ローマの誇り高き市民を奴隷さながらの従順な臣民へと墮落させていったことは、貴重な教訓をなしている。しかもインドの征服によって莫大な富が征服者にもたらされ、それが人々の生来の質実さを蝕んでゆくとき、その危険はより大きくなってゆくであろう⁽⁹⁾。

いづれにせよ一八世紀の後半に目撃されたのは、インドで巨大な富をこしらえたお大尽^{オウギン}が、威風堂々、本国へと帰還してくる姿にほかならない。彼らの富は多分に邪な手段で獲得されたものであったが、そうした汚い富で顯官を籠絡することによって、イギリス本国で隠然たる勢力を振るうようになったとき、少なからぬ人々が彼らの行動、さらには存在そのものにも眉をひそめることとなった。それはイギリスが誇る自由な国制を掘り崩し、腐敗を蔓延させる危険を秘めたものである。

その一方で、こうしたにわか成金は、当のインド社会にも深刻な脅威をつきつけることとなった。そもそもイギリスのインド征服の過程そのものからして、その少なからぬ部分は、征服がもたらすであろう莫大な掠奪品に目のくらんだ冒険者のなせるわざであったが、こうした征服は多額の出費を伴う一方で、その間、会社本来の業務である貿易がない

がしろにされることとなるゆえに、会社経営に多額の赤字をもたらした。⁽¹⁰⁾ またイギリスのインド支配が確立されてゆくのに伴って、全権を掌握した東インド会社の吏員が配下のインド人の収奪に乗り出したとき、そこにも由々しき危険が秘められていた。はたして会社の権力を後ろ盾として吏員が従来にも増して高額の地租を農民から搾り取り、さらにはインド人織工から綿布——それは当時のヨーロッパの市場で争って求められるようになっていた——を含めてインドの物産を、法外な安い値段で手に入れるという行動に乗り出したとき、当の吏員が瞬く間に富を蓄えてゆく一方で、会社領は多くの所で荒廃した。それは高額の地租に耐えかねた農民や、掠奪同然に製品を強奪された織工が会社領から逃散したがためであり、あるいは残りくまなく収奪され、手持ちの貯えが底をついた結果、ほんのわずかな天候の変化にも人々が対応しえなくなつたがためである。その結果、以前は豊かであつたベンガル平原のあちこちに、うち捨てられた村落や耕地がひろがる一方で、次々と飢饉がベンガル、ビハール一帯に波状的に襲いかかり、ついには東インド会社の存続そのものさえ危ぶまれるまでになつてきたのである。⁽¹¹⁾

はたして一八世紀の後半からイギリスは、インド統治の改革に本格的に乗り出すことになるが、それは以上のような憂慮、あるいは現実の危機に促されてのことである。その過程でイギリスは幾多の試行錯誤を繰り返した後、結局のところヨーロッパ流の統治体制、なかならず法の支配を樹立することに、起死回生の矯正策を見出した。換言すればインドに自由な体制を持ち込むことは時期尚早かもしれないが、しかし法の支配を確立することによって統治の恣意性を抑制し、私的貿易を禁止することによって商人を官吏へと転換してゆくことは、これまでの掠奪的支配に終止符を打つ上で、不可欠な前提をなすものである。それと同時に法の支配の確立は、先行するムガル帝国、あるいはその継承国家から徴税権を引き継いだ東インド会社にとって、徴税官の恣意性を抑制することによって、人々に安んじて労働に励む余地を保障せんとするものである。また法の支配の確立は、不正に対して迅速に対処することを可能とすることによつ

て、邪な隣人からも人々を保護する上で確かな拠り所を提供するであろう。

したがってインドにおけるイギリス当局が、土地に対する私的所有権を設定することによって人々の権利を確定する一方で、法廷を整備することによって、役人Ⅱ東インド会社の吏員、ならびに邪な隣人からの権利侵害に対する救済の場を確保せんとしたのは、以上のような考慮に導かれてのことである。こうした改革が実を結ぶとき、自らの労働の果実を手にする道が確保されることとなるゆえに、人々は安んじて労働に従事するようになるにちがいない。その反面で、依然として耕作にいそみず、定められた税額を支払い得ないとき、当の農民から土地を取り上げ、競売を通して他のより勤勉な農民の手に土地の所有権が移転してゆくとしたならば、怠惰な農民は一掃され、インドの農村はその面目を一新することとなるであろう。⁽¹²⁾

それは法の支配をテコとして、インドに革命的变化を引き起こそうとするものにほかならない。この意味で法の支配はインドの停滞と悲惨を癒す万能薬ながらと位置づけられていたが、さらにそこにはインドの道徳的再生をなし遂げようとする希求も秘められていた。それは労働の果実を享受する場を確保することによって勤労意欲を培う一方、不正には迅速な処罰を加えることによってなし遂げられるべきものである。それに加えて貧困は、自立心と独立心を奪ってゆくばかりか、犯罪、残忍、放縦、アパシー、無関心、奴隷根性、迷信の温床をなしているであろう。

「もつとも効率的な類の教育は、社会の風潮や気質から生じてくるものである。そしてこの風潮や気質は、すべからず法と統治しだいである。再び述べれば無知は当然にも貧困につきまとうものである。惨めなまでに貧しい人々は常に無知である。しかし貧困は悪しき統治の所産であり、良き統治に服している人々の特徴ではない。」⁽¹³⁾

「それゆえにもしもインド政庁が、人々の間で異常なほど出現してきた犯罪傾向を軽減しようとするならば、人々の間で尋常ならざるほど蔓延している貧困を軽減しなければならぬ。……人々の富を増加させる方法を発見することは

疑いもなく簡単である。租税を通して人々から取り上げる量を少なくすること、人々がお互いに傷つけあうことを防止すること、ばかげた法律を作らないこと、自分たちの財産と労働を無害な方法で処分するように人々をしむけること、これである。軽い租税と良き法、どこを見回してもこれ以外は国民的、個人的繁栄にとって必要でない」、とジェームス・ミルは『英領インド史』で書いている。

もっとも地租は——とくに以上のような改革が導入されて日が浅いときには——決して軽いものでなく、そのために多くの混乱が引き起こされたことは、いまだら改めて指摘するまでもない。しかしここで強調された公正で効率的な法の支配という格率は、ジェームス・ミルの変わらぬ確信をなしていた。それは個々人の努力とその成果を保護することによって人々のエネルギーを解放放たんとするものであり、そのことは領主や役人や邪な隣人、さらにはインドで猛威を振るってきた僧侶の圧制から個々人を解放することによって実現されるべきものである。またそうした改革は人々の個人的な権利、私的所有権を保障する点で、そこには個々人のエネルギーを村落共同体の伝統や慣習の軛から解放放つ契機が秘められてもいる。なおその上に上述したように、地租を支払い得ない怠惰な耕作人から容赦なく土地を取り上げ、競売を介して他の人々に耕作を委ねるとき、インド社会の活性化にはさらなる拍車がかかることとなるであろう。

「ミルはインド社会の革命をめざしていたが、それはただ法を武器として達成されるべきものであった。この革命の目的はあらゆる政府の目的と同じものであり、個々人の努力を保護し、慣習と共同所有の専制、さらには貴族と僧侶の暴政から個々人のエネルギーを解放放つことであつた。こうした方法で自由が保障され、資本と労働にとって自由の場が確保されると、インド社会は慢性的な停滞から覚醒され、進歩の道筋を歩み始めるに違いない。個人主義的で競争的な社会、それをミルは進歩した文明の到達点とみなしたが、こうした社会への幕が切つて落とされることとなるであろう」⁽¹⁵⁾、とエリック・ストロークスは注釈する。そればかりでなく公正な法に基づく効率的な統治は、人々の道徳的再生を

達成する上で、学校教育と同様の働きをなすものである。それどころか就学児童の数が微々たるものであることを考えると、法に基づく公正な統治は学校教育にも増して効果を発揮することとなるであろう。

いずれにせよ法に依拠した統治を強調する以上のような改革は、インドの再生の礎をなすと同時に、アジア的政治文化の流入に起因する古代ローマの没落という運命から、イギリスを保護する防波堤ともなるものである。したがって法の整備とそれに依拠した効率的な統治制度の確立こそが焦眉の急務と意識され、数々の提言、試みがなされることとなった。ミルによれば一八世紀の終わりにベンガルを中心として、既にして「法の支配」が導入されていたものの、ここではヒンドゥー法やイスラム法、イギリス法に基づいて裁判が行われており、そしてこのいずれの法も曖昧な法規範の非体系的な集積からなるものである。また法廷の数が限られていたゆえに、訴訟は遅延し、さらに判事もインド社会の習慣に無知であったゆえに、部下のインド人補助者の言いなりで、とうてい公正な裁判を期待し得なかった。したがって法廷は不正な侵害から人々の権利を保護することによって正義を実現する場から、長期的な法廷闘争に持ち込むことによって相手を疲弊させ、そこで合法、不法のあらゆる手段を駆使して自らの利益を実現する道具に成り下がっている。それゆえにそれらは、インドの物質的、精神的再生をはかるどころか、社会に混乱をもたらす元凶さながらである。それに対してヒンドゥー法、イスラム法、イギリス法が迷路さながらに入り組んでいる状況に終止符をうち、誤解の余地なき明晰な言葉で記述された法典に依拠し、現地社会の慣習に通曉した有能な判事が安い訴訟費用で迅速に判決を下すとき、法の支配にほんらい寄せられた期待が実現されることとなるであろう。⁽¹⁶⁾

それは合理的で統一的な法体系を樹立し、一切の恣意を排して機械さながらそれらを運営することにこそ、人々の権利を確保する拠り所を認めようとした功利主義者ミルの確信を表現するものにほかならない。そればかりでなくミルは、その師ベンサムと力をあわせてインドに合理的な官僚制の構築を目指して尽力した。「もしもインドの変革が法に

よってなし遂げられなければならないならば、ペンサムとミルにとって、至高の立法府が創設され、インド政庁も、半自治的な諸権力の変則的な寄せ集めから、統一的で中央集権的な国家へと変貌をとげなければならなかった。このことはマドラス、ボンベイが享有していた独立の立法権に終止符を打つことを意味しており、あらゆる立法権を、中央の立法機関に委ねることを意味していた。この立法機関から一連の法律が發布され、そしてそれがインドの再生のために作用を及ぼすこととなるのである⁽¹⁷⁾と、ストークスは書き、あわせてこの立法府が発する法律を効率よく執行するために「軍事的な服務規律のようなものによって結びつけられ、個々の役人がそれぞれ明確な責任を負いつつ指揮命令系統に服するヒエラルヒー組織⁽¹⁸⁾」が不可欠であると捉えられていたと注釈する。

それは王と議会、上院と下院との間に働くチェック・アンド・バランスに信頼を寄せるイギリス的な統治システムよりむしろ、中央集権的な官僚制を中軸としたフランス的システムと軌を一にするものである。その際、こうした中央集権的な統治システムの暴走を防ぐ歯止めは、議会によるコントロールに委ねられていた。この意味でミルの体系には「迅速性、効率性、経済性、恒常性、画一性⁽¹⁹⁾」をモットーとし、上意下達の指揮命令系統を維持する点で、権威主義的要素が組み込まれているものの、しかしその統制を、法廷ではなくて、当の行政が対象とするところの民衆議会に委ねようとする点で民主主義的原理に立脚するものである。それに対して権力を分割し、それら相互間に働くチェック・アンド・バランスに信頼を寄せることは、統治の迅速性、画一性を阻害し、ひいては統治権や行政権を委ねられた特定の社会層の利益に譲歩することによって、社会全体の利益実現を阻害する危険を秘めているであろう。

もともとイギリスのインド支配において行政府をコントロールする役割を委ねられていたのは、インドの民衆ではなくてイギリスの民衆議会である。この意味でペンサムミルの体系は、インドの民衆の利益のために統治権を行使し、それによってインドに革命的变化を引き起こそうとする点で、イギリスのインド支配を正当化する恰好のイデオロ

ギーにほかならない。そればかりでなく、以後、イギリスのインド支配はここに描かれた統治の青写真にそって組み立てられてゆくこととなったのである。はたしてミルが登場してくる以前の18世紀の末に、ベンガルに導入された改革では、行政と司法の分離と、後者による前者のチェックに統治の基本が置かれていた。この意味でそれはイギリス流の法の支配をモデルとしたものであったが、しかしベンガルにおいても——その後にイギリス領に編入された地域と同様——時代と共に行政と司法の両権を併せ持つ下級行政官を配し、社会変革のイニシアチブを当の行政官に認めることとなったのも、⁽²⁰⁾ 以上のような構想に由来するものである。また合理的な行政の抛り所としての法典の編纂にもインドで着手され、一八六〇年にインド刑法典として陽の目を見ることになるが、それもまたベンサム・ミルの影響力のなせるわざである。そればかりか統一的な法典の必要性が本国でも認識されていたにもかかわらず、本国ではなくてインドで実現された背景には、植民地に特有の状況が介在していたのである。

それは、植民地にあつては、既得権益ががんじがらめに張りめぐらされた本国ではとうてい実行し得ないような急進的な改革が可能であるという、植民地につきまとう一般的な状況を映し出すものにほかならない。⁽²¹⁾ そればかりでなくインドにおける官僚制成立の背景にもいま一つの実例を見出すことができるであろう。それは集権的で統一的な統治機構の必要性を強調するベンサム・ミルの構想の具体化であり、なかならず採用にあたって一八五五年に競争試験の導入に成功したことは、植民地に特有の以上のような状況に由来するものである。それに対してほぼ時を同じくして、一八五三年にイギリス本国でも同じように競争試験の導入が提案された(ノースコット・トレヴェリアン報告)にもかかわらず、この構想が実現されたのは、はるか後のことである。しかもその間、クリミア戦争(一八五四—一八五六年)でのイギリス派遣軍を見舞った失態——それはイギリス軍の死者二万一千人の内、戦闘による死者がその六分の一に過ぎず、他は軍組織の運営のまずさに起因する傷病死であったことである——に促されて、軍・民両方の組織改革を求める

キャンペーンが国民的規模で展開されたにもかかわらず、その実現が一八七〇年までずれ込むこととなった背景には、本国で幅をきかせていた縁故が決定的な影響を及ぼしていたのである。⁽²³⁾

「われわれは母親から宗教を、父親からは騎士道的な名譽心を受け継ぐものである。家庭での集まりの中で、われわれはより広範で偏見のない見方を吸収することとなるが、それらは精神を徐々に陶冶し、人間的な事象を現実的に処理するにふさわしいものへと仕立て上げてゆくものである。学校での勉強だけではこうしたことはできないであろう」⁽²⁴⁾

と、従来からの推薦制度を擁護してある論者は書いている。それは競争試験の導入に、自分たちの既得権益が侵害される恐れをみてとった貴族その他の上層階層の自己弁護にほかならない。そうした偏見を打破するにあたって、インド高等文官採用に際して導入された競争試験が、伝統あるパブリック・スクールやオックスフォード、ケンブリッジ出身の優秀な若者を引きつけてきたことが、無視し得ぬ役割を演じていた。⁽²⁵⁾ そのことは、本国での競争試験導入の是非を調査することは未だ時期尚早であるとの見解に対して、一八六〇年に議会で「競争試験によって既に第一級の人間をインドのために獲得してきた」⁽²⁶⁾ ことを引き合いに出し、調査の実施を強く主張したある議員の発言に端的に表現されている。しかもその間、産業化の進展に伴って行政事務が複雑化し、政府に期待される役割が増大するにつれて、能力ある役人を求める動きは次第に抗しがたいものとなってきた。⁽²⁷⁾ にもかかわらず本国で競争試験が導入されたのは、上述したノースコット・トレヴェリアン報告が提出されて二五年余りたった後のことである。そればかりか競争試験の導入にあたって全省一律の導入を避け、ときの首相グラッドストーンの発案により、さしあたって各省次第という方法をとったこと⁽²⁸⁾ にも、本国における既得権益の強さを見てとることができるであろう。

註

(1) ジャン・モリス、椋田直子訳『バックス・ブリタニカ——大英帝国最盛期の群像——』上、講談社、二〇〇六年、二五四

ページ。

- (2) ヴィクトリア女王即位六〇周年に関しては、同「一八一三—一九一三」頁。Denis Judd, *Empire: The British Imperial Experience from 1756 to the Present*, London, 1996, pp. 130-131.
- (3) C. C. Eldridge, *England's Mission: The Imperial Idea in the Age of Gladstone and Disraeli 1868-1880*, The Macmillan Press, 1973, p. 181.
- (4) *Ibid.*, pp. 209-214
- (5) この英露の角逐に関して筆者はかつて論じたことがある。拙著『帝国・国家・ナショナリズム——世界史を衝き動かすもの——』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、第五章「グレート・ゲーム考——帝国主義の一断面——」
- (6) Cited in Correlli Barnett, *The Collapse of British Power*, New York, 1972, p. 76.
- (7) モリス、前掲書、四九—五〇ページ。
- (8) 新大陸の植民地に関して述べれば、イギリスはヨーロッパの植民地帝国とは異質なものとして自らの植民地を位置づけていた。ヨーロッパの膨張に先鞭をつけたのはポルトガル、スペインであるが、これら両国が樹立した広大な植民地帝国と比較してイギリス人は自らの帝国を自由の帝国と位置づけていた。それはスペインとポルトガルが征服によって帝国を樹立したのに対して、新大陸でイギリスは——フランスと同様——植民に基づいて植民地を建設したためである。それゆえにイギリスの植民地にあつては、征服に伴う抑圧と流血と無縁であるばかりか、スペイン、ポルトガルの帝国が——普遍王国 (Universal Monarchy) ——の伝統を引き継いで世界支配を目論んでいるのに対して、イギリス人の関心は植民地の開発に向けられてい^る (Anthony Pagden, *Lords of All the World: Ideologies of Empire in Spain, Britain and France c. 1500-c. 1800*, Yale University Press, 1995, pp. 86-88)。そればかりかイギリス人の植民活動が国家を後ろ盾とすることなく、私人の手によってなされた点で、スペイン、ポルトガルの植民地はもとよりフランスの植民地とも異質なものである。そしてこうした状況はたんに植民地内部の政治社会編成の違いに反映されていたばかりでなく、本国と植民地との関係にも現れていた。じじこの時代のイギリス人が自らの「帝国」をギリシア型、フランスを含めてスペイン、ポルトガルの帝国をローマ型と捉えたとき、ローマ帝国が征服に起源し、そこでは中央による強力な統制が貫徹していたのに対して、ギリシアにあつてはポリスの連合という形態をとっており、したがってギリシア型にあつて植民地は、本国から大幅な独立性を享受していたというイギリス人の確信が端的に表現されてゐる (*Ibid.*, pp. 127-128)。そればかりかイギリスが大陸ヨーロッパ諸国のように絶対主義体制を完成させなかったこと

も、おのずからその植民地を他とは異なったものへと仕立て上げている。それに加えてヨーロッパが世界に進出していった時代は、商工業が頭をもたげてきた時代であったが、この商工業は自由が認められてこそ発展しうるものであり、それは絶対主義が社会の隅々まで支配権を及ぼしていたような所ではとうてい不可能である。それゆえに帝国そのものも領域的、軍事的というよりも海洋的、商業的な性格を帯びるとき、それは自由の契機をその内を含むことになるであろう。換言すれば「仮に、自由が商業の栄える前提条件であり、商業が偉業のためにあるならば、自由は商業的な『偉業』を保証することになる。この三段論法は、帝国の再定義を必要にした。ニコラス・バーボンが一六九〇年に述べたように、『貿易は帝国の拡大に役立つだろう。そして、もしも世界帝国または広大な面積をもつ領土が再び世界に興隆しうるとすれば、それはおそらく貿易の力を借りて、すなわち陸上の武力に訴えるというよりも、海上の船舶を増やして、成し遂げられると思われる』、この時代の帝国思想を検討したデイヴィッド・アーミティジは書くとき、それは商業と自由との密接な関係を的確に表現するものであったのである（デイヴィッド・アーミティジ、平田雅博他訳『帝国の誕生——ブリテン帝国のイデオロギー的起源——』日本経済評論社、二〇〇五年、一九七ページ）。

- (9) P.J. Marshall, *The Making and Unmaking of Empires: Britain, India, and America c. 1750-1783*, Oxford University Press, 2005, pp. 196-199.
- (10) *Ibid.*, pp. 119-136.
- (11) 以上に関しては、拙著『インド史の社会構造——カースト制度をめぐる歴史社会学——』創文社、一九八一年、三一五—三一九ページ。
- (12) 同、三二二—三二七ページ。
- (13) James Mill, *The History of British India*, vol. v, 2nd ed., London, 1820, p. 541.
- (14) *Ibid.*, p. 538
- (15) Eric Stokes, *The English Utilitarians and India*, Oxford University Press, 1959, p. 69.
- (16) Mill, *op. cit.*, pp. 503-521.
- (17) Stokes, *op. cit.*, p. 73.
- (18) *Ibid.*, p. 74.
- (19) *Ibid.*, p. 72.

- (20) Stokes, *op. cit.*, pp. 163-165, 239. B. B. Misra, *The Bureaucracy in India*, Oxford University Press, 1977, pp. 86-87.
- (21) 植民地にみられる知的急進主義に関しては、帝国主義研究者ソーントンも次のように書いている。「当時は、その後も、はじめ急進主義者は誰も皆、植民地は社会的、政治的実験にフィールドを提供していること、つまり自分たちの理論の検証場を提供していることをいやが上にも認めた。それらは、イギリスでならあらゆる改革を妨害する、有害で反動的な伝統に毒されていない雰囲気の中で、実行に移されることになるのである。」(A. P. Thornton, *The Imperial Idea and its Enemies*, The Macmillan Press, 1959, p. 12.) なお同じような状況は、溝部英章氏によって、後藤新平の台湾統治に関して見事に分析されている。溝部英章「後藤新平論——闘争的世界像と、理性の独裁——」(一)、『法学論叢』一〇〇巻二号、一〇一巻一号、一九七六年、一九七七年。
- (22) A・ブリックス、村岡健次・河村貞枝訳『ヴィクトリア朝の人々』ミネルヴァ書房、一九八八年、七〇—一二三ページ。
- (23) Cf. Robert Moses, *The Civil Service of Great Britain*, Columbia University, 1914, p. 72.
- (24) Hans-Eberhard Mueller, *Bureaucracy, Education, and Monopoly: Civil Service Reforms in Prussia and England*, University of California Press, 1984, p. 202.
- (25) Cf. Mueller, *op. cit.*, pp. 183-197.
- (26) Moses, *op. cit.*, p. 107.
- (27) *Ibid.*, pp. 174-175.
- (28) *Ibid.*, p. 220.

第二章 インド高等文官

以上のように法と統治の領域で本国に先駆けて近代的な制度を導入した植民地インドであったが、しかし必ずしもそのことは植民地インドが近代的なやり方で現実に統治されていたことを意味してはいなかった。「インドの現実の中で

は、イギリス人が完全と認めるイギリス法の精巧な体系は、とんと作動せず完全にねじ曲げられてしまっていた。……連日幾万というインド人地方行政官が、何時間にもわたって無知文盲の農民が法廷でくりひろげる証言を、その九割が嘘と知りつつ、一言一句まじめくさって書き留めていた。たとえ記録に留められた事件が現実起こったとしても、目撃者として名のり出た者が実際にそれを目撃したわけではなかった。あるいは被告が有罪とされた場合にも、偽証が有罪の決め手となっていた。嘘を押し通すためにも、真実であることを証明するためにも、にせの証拠が常に求められた。それは無罪の連中にも、有罪の連中にも、等しく必要とされたのである⁽²⁹⁾と、植民地時代の末期にインドに仕官したあるイギリス人行政官は書いている。それは、カーストによって分断されていたインドでは、ウチとソトとを峻別する「二元的な道徳」がものをいい、そのことが万人を一律に平等に取り扱うことを前提とする近代法の体系を崩り崩していったことに由来するものである。

その一方で近代官僚制に注目しても、そのありのままの現実には、自動機械さながら作動し、総督の意思が上から下へと正確に伝達されてゆくといったものとはほど遠い様相を呈してした。というのもインドは、近代官僚制の組織で覆い尽くすには余りにも広大であったからであり、行政官に委ねられた仕事も、必ずしも近代官僚が一般に司るお役所仕事ではなかったからである。

はたして厳しい競争試験をくぐり抜けてインドに赴任し、任地に直行した若者を待ち受けていたのは、練達の行政官の指導のもと、行政、司法の様々な分野での徒弟修行である。それは軽微な犯罪の裁判や任地の視察、土地の言語の習得、さらには村の土地制度の調査等からなるものである。とくにインドの土地制度は錯綜したものである一方、その正確な理解こそが地租徴収の基礎となる故に、とりわけ念入りに行われることとなったのである。それは村の書記が保存する村落の土地台帳と現実の耕地とを、村落に出かけて実地で同定することから始まり、それぞれの耕地の面積と所有

者を確認し、さらには耕地ごとに植え付けられている作物とその生育具合を調査することからなるものである。またそうした作業に一段落がつくや、村落内にわけ入り、村人が差し出すゆで卵を頬ばりながら、よもやま話にうち興じることも、大切な徒弟修行に含まれていた。というのももうそうした交流は、土地の実状を肌で感じ取る上で、不可欠なものであったからである。

こうした修行の後、彼は現地の研修機関に赴き、インドの言語や法、さらには土地制度について二、三ヶ月の研修を受けた後、そこでの試験に合格するや、多くの場合、たった一人でどこかの地域に赴任することとなった。⁽³⁰⁾それは見知らぬ土地での孤独で苛酷な生活の始まりにほかならない。しかも赴任地で徴税から治安維持、灌漑や地域の発展のための施策、さらには住民の争いの裁定といった多種多様な職務を、インド人の補助者の助けを借りながら、たった一人で行なうこととなったのである。

「あらゆる地方において若者には周囲を観察し、土地の人情を学びとる時間がまず最初に与えられ、ついで住民二五万人から百万人の地域が委ねられた。彼の職務は、土地台帳がきちんとしていて、現状にあっていかを調べることであり、あらゆるもめ事が平和裡に解決されているかどうかを確かめることであり、渡し船がスムーズかつ適正な料金で運行されていることを確認することであり、さらに溜め池や学校、酒家が現実に存在し、適切に運営されているか否かを確かめることであった。若者は自分の地区の行政に三月か四月に携わり始め、続く六ヶ月の間、きわめて多くの時間を法廷で費し、そこで証人と、そしておそらくは副官の助けを借りて訴訟に判決を下した。……もちろん夏の間にも「日常的な業務は」非常事態によって中断され、さらには二つの宗教集団（ヒンドゥーとムスリム）に鋭い緊張感をもたらす殺人事件や飢饉やイナゴの脅威、人食い虎の惨劇、行列の道順をめぐる争いといったものによって妨げられた⁽³¹⁾」と、自分自身、二〇世紀にインド高等文官としてインドに仕官した経験をもつフィリップ・ウドラフは書いている。

非常事態の場合とはかく、こうした事件が起こったとき、かれは数日間、現場に出かけて、テントで暮らすこととなったが、しかし北インドの夏はテント暮らしを続けるには、あまりにも苛酷である。それに対してモンズーンが明けて涼しくなるや、彼はバンガローを後にし、従者や副官を連れて、領内の巡回に出かけてゆくこととなった。テントを張りつつ、ある地点から別の地点へと移動する彼を待ち受けていたのは、村の衛生状態や渡し船や学校、酒家をめぐる問題である。またときにはテントの傍らのマンガーの林の下で、臨時の法廷を開設して、裁判を行うこともあり、さらに正式の裁判まではいかなくとも、村民から多くの誓願が彼のもとに持ち込まれることとなったのである。⁽³²⁾

「この種の移動裁判所は、『白人の重荷』を絵に描いたようだった。判事はしばしば滑稽なほど若く、裁判所の備品といえは折り畳みの椅子が二、三脚と、同じく折り畳みの机。机のまへの地べたには、書記たちが角製のインク入れを携えてあぐらをかき、入り口には真紅の上着にサッシュの当番兵が、横柄に立ちはだかっている。上訴の最後の場合である枢密院司法委員会からもっとも遠く、もっとも下級のこの簡素な裁判所に、被告と原告が入ってきて、英国支配の代表者に深くお辞儀をする——手かせをはめられた悪漢、村人の代表団、水道料金に異論のある人、村の会計の監査を求める人、隣人が魔術を使っていると訴える人、前年の地租は割り引いてもらえはざだと確信している人——たまたに殺人犯、ほぼつねに盗人、逃亡兵、どう見ても収入のなさそうな貧しい老女、捨て子、議論好きな地元の弁護士。行政区長は、こうした人々すべてに対応しなければならぬ。書記は分厚い帳面にせつせと記録し、当番兵は特務曹長よろしく偉そうに命令しながら、訴訟当事者をつぎつぎに呼び入れる。裁判がすべて終わると、全員で机と椅子とテントと法律書を駱駝らくだの曳く荷馬車に積み込んで、とぼとぼとつぎの予定地目指して平原を横切っていくのだった」と、モリスは書いている。

こうした生活は任官して間もない若者に限らない。地方行政の中枢に位置し、イギリスのインド統治をその一身で体

現していた観のある収税官^{コレククター}——彼には学校、診療所、刑務所、裁判所等の建設、地租の徴収、裁判といった仕事の他、住民の誓願もきかねばならず、彼のバンガローはいつも請願者で溢れていた⁽³⁴⁾——を含めて、より年輩のインド高等文官もまた多くの時間を旅に費やした。ウドラフと同じく二〇世紀にインド高等文官として仕官したオマリーは、旅に費やされる日数を年平均、九〇日から一二〇日と見積もり、彼らは自動車普及した後も、住民と直に接触するのにより便利だとして、馬を好んで移動の手段に使った⁽³⁵⁾という。それはデスク・ワークでは知り得ない任地の現状を、自分の眼で繰り返し確かめようとしたがためである。

このように旅に一年の三分の一から四分の一を費す行政官に対して、その活動を議会がチェックすることは至難の業である。またバンガローでデスク・ワークに携わるときも、多分に行政官自身の自由裁量に委ねられていた。もとよりこうした行政官が取り仕切る裁判の判決に不服がある場合、上訴する道が閉ざされてはいなかったが、しかしそうしたことは稀にしか起こらなかった。それほど彼が判決を下すにあたって、書かれた法律の文言よりも、土地の慣習や先例を考慮することを要求されているとするならば、そこに見られたのは近代的な裁判とは異質な「大岡裁き」的要素である。また行政官も一般に、いかなる地方的な利害にとらわれず、宗教的、経済的、社会的諸利害から超然としている自分たちこそが、まさにそれゆえに住民が真に必要なものを知っているという確信のもとに行動していた⁽³⁶⁾。上、彼の自由裁量権を大幅に認めることこそが組織を円滑に運営する上で不可欠である。しかもこうした行政官の周りには、彼らの身の安全を保障するにあたって、通常はインド人からなる警察官しかいなかったとしたならば、彼らは慎重かつ大胆に行動する必要があったのである。

「彼は自分自身の知恵と有無をいわせぬ力、老練さを頼りにしなければならず、それには自分自身と、統治のシステムに対する揺るぎない自信が伴っていた。……地区行政官は通常ユーモアを解し、人の心に通じ、機転がきき、常識豊

かで、なによりもバランス感覚を備えていた⁽³⁷⁾」とウドラッフが書くとき、まさに異境の地に徒手空拳でほうりこまれた植民地行政官に必要とされる資質を的確に表現するものである。

したがってこうした行政官を養成するためには、近代的な行政官とは多分に異質な教育が必要であると意識されていた。はたしてインド高等文官になるためには厳しい競争試験をくぐり抜けなければならなかったが、しかし本国と異なると植民地では「知力」よりも「体力」が重要であるとされ、知的に秀でた者はまさにそれ故に行政官には不向きであるとの意見が発せられたとき⁽³⁸⁾、それは人間も風土も異なる異境の地にたった一人で投げこまれ、身の危険を感じつつも任務を遂行しなければならぬ彼らの状況を慮ってのことである。またスポーツ、なかんずくチーム・プレーが重視され、そこで培われる団体精神と自己犠牲の精神が重視されたのも、いざとなれば迫り来る敵に対して寄り集まって団結し、異境の地で自衛しなければならぬという、彼らが置かれた厳しい状況にその原因を求めることができであろう。

「チトラルでの最後の数週間に小さな兵営を奮い立たせ、その解放をなしとげた勇士たちを鼓舞した陽気さ、胆力、決断、強靱さは、偉大なるパブリック・スクールのクリケットやフットボールの試合で常に見られる情景であり、これらの運動場で身につけたものであると聞いて間違いない。胆力、力、我慢強さ、快活、自制、規律、協力、団結心といったものはクリケットやフットボールで成功をもたらすが、平時戦時を問わずまさに勝負に勝つのに必要な資質である。こうした資質を持つ人々、すなわち非のうちどころのない落ち着いた市民ではなくて、意志強固で、精神的、騎士的な人間こそがブラッシーやケベックを征服したのである。大英帝国の歴史には、イギリスはその覇権をスポーツに負っていると書かれている⁽³⁹⁾と断ずるのは、パブリック・スクールの名門ハローの校長にして、帝国の偉大さと栄光を生徒に教えることこそが教師の義務と信じていたJ・E・C・ウェルドンである。ウェルドンによれば、知的に秀でん

としてなす努力は自分自身のためのものである。したがってそれは利己的な動機に根差していたのに対して、チーム・プレーで要求されるのは自己犠牲であり、この点において知的努力にまさるものである。

また知識よりも性格 (Character)こそが、行政官に必要なとされるべきとき、そこにも同じ背景を見てとることができるであろう。はたして「性格」なるものが、上の者に対する快活な服従、下の者に対する礼儀正しき、義務への恐れることなき忠誠、不屈の正直さ、さらには規律、権威、チーム・スピリットと捉えられた際、それはチーム・プレーでこそ培われるべきものである。

そればかりでなく試験科目として専門的な知識よりも一般教養に重きが置かれていたことにも、同じような状況を見とることができるであろう。それは試験科目を決定するに際して決定的な影響力を發揮したトーマス・マコーレーの見解にそもそも起源するものである。マコーレーによれば、当時、一部から行政に直接関連する知識、インドに関する知識の重要性が指摘され、それらこそが試験科目の主流となるべきとの見解が寄せられていたものの、しかしそうした専門的な知識は狭い範囲に属するものであるゆえに、比較的限られた時間で修得することが可能である。それに対して一般的な教養は広い範囲にまたがるゆえに、その修得は困難であり、受験生の真の知的能力を測る上で、よりふさわしいであろう。

換言すれば一般教養で優秀な成績を修めた者は、その優れた知的能力を駆使して、その後には遭遇するいかなる問題にも対処する能力を秘めているにちがいない。また彼は必要とあらばインドの歴史や社会、言語、さらには法律上の技術的知識を修得することにさほど困難を覚えなばかりか、そうした課題をより深く理解することが可能となるにちがいない。マコーレーによればそれは、イギリスの著名な法律家が、いきなり法律に取りかかるのではなく、一般教養で優れた成績を修めた後に法技術的な問題に取り組んだことから窺えるものである。⁽⁴¹⁾ さらにまた一般教養に対する深い知

表 1-1 インド高等文官試験科目と配点

英語、英文学、英国史	1500
ギリシア語、ギリシア文学、ギリシア史	750
ラテン語、ラテン文学、ローマ史	750
フランス語、フランス文学、フランス史	375
ドイツ語、ドイツ文学、ドイツ史	375
イタリア語、イタリア文学、イタリア史	375
数学	1000
自然科学（化学、電気学、磁気学、自然史、地質学、鉱物学）	500
道徳科学（精神哲学、道徳哲学、政治哲学）	500
サンスクリット語、サンスクリット文学	375
アラビア語、アラビア文学	375
計	6875

出典 John Roach, *Public Examinations in England*, Cambridge University Press, 1971, p. 196.

識は、その習得に多大の努力を必要とするゆえに、たんに知力ばかりでなく、「勤勉、自己否定、官能的ならざる喜び、名譽ある卓越を求める高貴なる願望、友人や縁者の認知を求めんとするより一層高貴なる願望⁽⁴²⁾」といった道徳的徳性を培う上でもふさわしいものである。なおその上に、こうした一般教養は本国の良質の学校では教えられているものの、インドに赴任した後には、修得困難であるゆえ、本国にいる内に修得する必要があるであらう⁽⁴³⁾。

それはいかなる状況に直面しようとも、それに対処し得る力を測ろうとするものであり、そうした能力は植民地という異境の地にあつて、多種多様な使命を果たすことを期待されていた行政官にとりわけ必要とされるものである⁽⁴⁴⁾。しかもここに掲げた表1に見られるように、一般教養のうち——若者の生来の能力を測るに最適な科目の一つとしての数学の他——ギリシア、ローマの古典が大きなウエイトを占めていた。なによりもまずギリシア語、ラテン語の習得そのものが困難であるゆえに、それは自己規律を養う上で最適である。加うるにギリシア、ローマの歴史が古代世

表 1-2 インド高等文官科目別受験者数

	1855 年	1856 年	1857 年	1858 年
英語、英文学、英国史	109	56	58	67
ギリシア語、ギリシア文学、ギリシア史	87	46	40	53
ラテン語、ラテン文学、ローマ史	96	52	53	47
フランス語、フランス文学、フランス史	64	42	52	47
ドイツ語、ドイツ文学、ドイツ史	14	12	19	10
イタリア語、イタリア文学、イタリア史	9	9	13	10
数学	73	22	22	19
自然科学	30	12	15	16
道德科学	60	26	27	34
サンスクリット語、サンスクリット文学	1	1	2	3
アラビア語、アラビア文学	1	—	2	3
受験者総数	112	56	60	67

出典 B. B. Misra, *The Bureaucracy in India*, Oxford University Press, 1977. p. 160.

界と同様に現代にとっても意味のある政治的問題を扱っており、大英帝国の諸問題を理解する上で恰好の教材と位置づけられていた。はたして大英帝国にとってローマ帝国との比較は、魅力あるテーマであり、大英帝国の安泰を願う限り、ローマ帝国没落の歴史は数々の興味深い教訓に満ちている。また古代史は完結したテーマであり、変動常ならぬ現代史と比較して、統治の指針を定める上で、より確かな拠り所を提供するであろう。⁽⁴⁵⁾

こうした選抜試験は、一八七八年に受験の年齢制限が一九歳へと引き下げられるに及んで——それはできるだけ早く優秀な人材を確保せんとする意図からなされた——知識の深さよりもむしろ正確さを測ろうとして歴史と語学とが分離され、自然科学と政治経済学等の若干の科目が追加されることとなったものの、数学と——わずかに配点下がったとはいえ——古典が圧倒的なウエイトを占めていた。それは知識そのものよりも、いかなる状況にも対処しうる支配者たるにふさわしい能力を測ろうとする、そもその意図を忠実に継承するものであ

る。もっともこうした競争試験をくぐり抜けた若者には、必須科目としての騎乗に加えて、インドの歴史と地理、インドの言語に関してイギリスでの一年間から二年間の研修が義務づけられていた。その後、再度試験がなされ、研修生が選択したインドの言語によって勤務地が定められることとなったが、⁽⁴⁶⁾しかし困難なのは最初の試験である。しかも受験科目で数学と並んで古典が圧倒的なウェイトを占めていたことから、古典学習にその授業の大半を割いていたパブリック・スクールが、インド高等文官試験で重要な役割を演じることとなったのである。

はたしてインド高等文官の内、パブリック・スクール出身者が占める割合は、一九一四年以前には九四パーセントにも達していた。さらに時代と共にインド高等文官のプレステイジが低下したにもかかわらず、一九一四年以降もなおその比率は八四パーセントである。⁽⁴⁷⁾もっともこうした高比率の背景には、学校側のすぐれて実際的な目論見が介在してもいた。それはパブリック・スクールのカリキュラムと試験科目とを連動させることによって、日頃の学習意欲を向上させ、あわせてパブリック・スクールの生徒達で聖職——それは彼らの進路の少なからぬ部分を占めていた——に就きたがらない者に、新たな選択肢を与えることによって勉強意欲を刺激せんとするものである。⁽⁴⁸⁾しかしそうした学校側の思惑を度外視しても、以上のような競争試験によって選抜かれた若者が植民地での勤務にふさわしい資質、能力を有していることに関しては、変わらぬ確信が抱かれていた。前述したウドラップも高等文官の若者が、ユーモアを解し、バランス感覚を失わないで自分自身の知恵と力を頼りに苦境を切り開いていった背景を、パブリック・スクールでの勉強な学業生活、さらには激しいスポーツによって培われた不撓不屈の精神が「とほうもない孤独、のしかかる責任のなかで、彼らに平常心を保たせ、切り抜けるに必要とされるバランス感覚」⁽⁴⁹⁾を培ったことに求めている。

したがって「全パブリック・スクールの一つにまとまった歴史が書かれるとするなら、それはその実質においてイングランドの歴史となるだろう。というのも、イギリス帝国を今日まで築き上げたのは、主としてこの学校の設立者とそ

ここに学んだ生徒たち——その制度によって知識を得、みずからの人格を形成した人たち——であったのだから」と書
 く、エイザ・ブリッグズの指摘は必ずしも誇張とかたづけられるわけではない。しかも以上のような教育は、人々の間
 に独特の帝国観を形成することとなったのである。それは大英帝国をばローマ帝国の後継者と位置づけ、ローマ帝国が
 ローマ法に依拠して蛮族を次々と文明化していったように、大英帝国もまた、因習に囚われたインド人、さらには未開
 の人々をヨーロッパ流の文明、なかならずイギリス流の優れた統治制度によって開化することをその聖なる使命とする
 ものである。また異境の地において「プラトンのガデーアン」⁽⁵¹⁾さながら、住民の福祉を実現せんとして、困苦勉励す
 る行政官もローマ帝国の地方長官に比肩しうるものである。この意味で古典教育は、たんに知力の鍛錬につきるもの
 はない。それはローマ帝国を身近なものにし、この帝国と大英帝国とを等値することによって、面積、人口のいずれの
 点でも世界の四分の一を支配下におさめた当時のイギリスの政治家や役人の自尊心をくすぐり、帝国建設を正当化せ
 とするものにほかならない。換言すればそこで培われた古典に関する知識は、自分たちをことさらに美化し、正当化す
 る「魔法の鏡」さながらの役割を演じていたといっても過言ではなからう。

註

- (29) Cited in Walter C. Neale, *Economic Change in Rural India: Land Tenure and Reform in Uttar Pradesh, 1800-1955*, Kermikar Press, 1973, pp. 199-200.
- (30) Philip Woodruff, *The Men Who Ruled India: The Guardians*, London, 1954, pp. 79-85.
- (31) *Ibid.*, pp. 85-86.
- (32) *Ibid.*, pp. 86-87.
- (33) モリス、前掲書、下、三四ページ。なおこのような修養期間を経た後に、その将来の進路が決められ、多くは行政分野に

留まったが、他の者は司法、あるいは政治・外交分野に進むことになったのである。

- (34) Woodruff, *op. cit.*, p. 93.
- (35) L. S. S. O'Malley, *The Indian Civil Service 1601-1930*, 2nd ed., London, 1965, pp. 192-195.
- (36) *Ibid.*, p. 170.
- (37) Woodruff, *op. cit.*, p. 180.
- (38) Francis G. Hutchins, *The Illusion of Permanence: British Imperialism in India*, Princeton University Press, 1967, pp. 25, Bernard Porter, *The Absent-Minded Imperialists: Empire, Society, and Culture in Britain*, Oxford University Press, 2004, p. 51
- (39) J. A. Mangani, *The Games Ethic and Imperialism: Aspects of the Diffusion of an Ideal*, London and Portland, 1998, pp. 35-36. なおここに指摘されているチトラルは、現パキスタンの北部に位置している。そこでは一八九四年に現地軍相手に壮絶な籠城戦が展開され、あわや陥落というところまでいって、ギルギッド、ベンジャワールからの救援軍に救われた。その背景にはこの地方をめぐる英露両国の争い——グレート・ゲーム——があり、ロシアの勢力が進出してくる以前にイギリスが当地を影響下におこらしたという事情が介在していた。この時のチトラルをめぐる攻防に関しては、Peter Hopkirk, *The Great Game: The Struggle for Empire in Central Asia*, Kodansha International, 1990, pp. 483-501. なお、本書には抄訳ではあるが京谷公雄氏の訳本がある。『ザ・グレート・ゲーム——内陸アジアをめぐる英露のスパイ合戦——』中央公論社、一九九二年、三四九—三六〇ページ。
- (40) Porter, *op. cit.*, pp. 55-56.
- (41) B. B. Misra, *The Administrative History of India 1834-1947*, Oxford University Press, 1970, p. 179
- (42) Moses, *op. cit.*, pp. 56-57. なおモシーラーの見解に関しては、cf. Misra, *The Administrative History of India*, pp. 178-183.
- (43) なお正確に述べれば、かかる競争試験はインド高等文官選抜のために課されたのではなく、東インド会社の高級吏員養成のために設立された学校ヘイリーブリー校の入学試験として、一八五五年に課されたものである。しかしヘイリーブリー校が一八五八年一月に廃校（但し、以後パブリック・スクールとして存続）となったので、ほとんど名実共にインド高等文官の採用試験となったのである。それ以前はヘイリーブリーへの入学者は東インド会社の理事（Director）の推薦によって決められていた。しかし以前から支配人の推薦権は認めつつも、一ポストにつき被推薦者四人とし、その四人の内から競争試験で一名を選抜すべしとの提案がなされていたものの、理事の反対によってこの提案は廃案となったのである。なお高級吏員の養成機

- 関として最初に構想されたのはウェルズリー総督によるフォート・ウィリアム・カレッジ（在カルカッタ）であり、そこではインドの言語、法、制度の他、数学、自然哲学、ヨーロッパ史、政治経済学、英文学を三年間教育されることになっていた。しかしこれが実行されると理事会は自分たちの推薦権、影響力、権威、が減少し、会社の中心がロンドンからカルカッタに移行することを恐れて反対、幹部養成のために東インド・カレッジを一八〇五年にハートフォードに設立、そして一八〇九年にヘイリーブリーに移転することとなったのである。この東インド・カレッジはヘイリーブリー校にはオックス・ブリッジからを含めて著名な学者が招聘されることとなったが、そのなかでもなんといつてもマルサスが有名である。なお競争試験の合格者が入学してくるに及んでヘイリーブリー校のカリキュラムも大幅に改められ、彼らにはもっぱらインドに関する知識が教えられることとなった。 Cf. B. B. Misra, *The Bureaucracy in India*, pp. 66-77, O'Malley, *op. cit.*, pp. 228-242.
- (44) 試験科目にサンスクリット語、アラビア語が加えられているのは、インド人にも官吏登用の途を開くことに執心したマコーレーの意を受けたものである。なお、試験では学者的な知識は要求されなかったものの、生半可な知識は不可とされ、知識の広さよりも深さに重点がおかれた。採点はそうした観点からなされたが、採点者にはオックスフォード、ケンブリッジ、ヘイリーブリー等から、当代一流の学者が動員された。初年度は総計六八七五点で、合格最高点が二九〇八点、合格最低点は一六二二点であった。 John Roach, *Public Examinations in England 1850-1900*, Cambridge University Press, 1971, p. 197
- (45) Porter, *op. cit.*, p. 59.
- (46) インド高等文官は中央のインド政庁の要職を占めていたが、その勤務地はあくまでも地方にあった。一八七〇年頃までで最も人気のあった地方は、北西州、パンジャブ、アウドで、ベンガル、マドラス、ボンベイがそれに続いた。ソールズベリーを始めとする歴代のインド担当相は、政府の都合に応じて高等文官はインドのいかなる地域にも赴任すべきことを強調していたが、インドの言語的多様性が、その一つの障害となっていた。もっとも地方と中央との間には人事交流があり、一定期間地方で勤務した後、中央で勤務し、しかる後に地方に戻るといったことが頻繁に行われた。なおベンガル勤務の若い文官には一般に英領ビルマ、アッサムで、北西州・パンジャブ勤務の者はアウドとシンドで、マドラス勤務の者は英領ビルマで、ボンベイ勤務の者は中央州でも勤務する義務があると定められていた。 Cf. Misra, *The Bureaucracy in India*, pp. 94-96.
- (47) Anthony Kirk-Greene, *Britain's Imperial Administrators, 1858-1966*, The Macmillan Press, 2000, p. 16.
- (48) 村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』ミネルヴァ書房、一九八〇年、一四四―一四五ページ。なお、こうした連動

性はイギリス本国での官吏登用に關して競争試験の導入を求めて提出された「ノースコット・トレヴェリアン報告」ではより直截に表現されていた。すなわち報告では試験科目はできるだけ広範囲をカバーすることが望ましい、そうでないとしたままその分野を勉強していた者に、より能力ある者が負かされると指摘した上で、試験がもたらすであろう「刺激は、例えば議會を通過した立法措置にも増して、イギリスの大学の進歩に貢献するにちがいない」と述べられている。なお報告では、古典と数学という主要科目に加えて、歴史、法学、政治経済学、近代言語、政治・自然地理学等を試験科目にふさわしいものとして挙げられているが、この報告に添付されたトレヴェリアン宛のジョウエットの手紙では、(1) 古典、(2) 数学及び自然科学、(3) 政治経済学、法学、道徳哲学、(4) 近代言語、近代史、国際法、とより具体的に科目名が挙げられている。なお政治経済学は財務、貿易関係の官庁、近代言語、近代史、国際法は外務省志望者にとくに必要であると付記されているが、このジョウエットなる人物はオックスフォードのベルリオル・カレッジのフェローで、当時の教育改革にとりわけ熱心であった人物である。以上に関しては、“On the Organisation of the Permanent Civil Service” (Stafford H. Northcote, C. E. Trevelyan November 23, 1853) 及び“Letter from the Rev. B. Jowett, Fellow and Tutor of Balliol College, Oxford, to Sir Charles Trevelyan, January 1854”, in *British Parliamentary Papers: Reports Papers and a Treasury Minute Relating to the Re-Organisation of the Permanent Civil Service 1854-55*, を参照。またこうしたパブリック・スクールとの連動を強調することによって、競争試験の導入が、これまで推薦で官職につけてきた上流・上層中産階級——パブリック・スクールの生徒の大半が彼らの子弟からなっていた——の既得権益を侵害するものでないとして、彼らからの反対論を鎮める上で効果があつたのである。なお、付言すれば、報告の作成者の一人、チャールズ・トレヴェリアンは一九世紀前半にインドに赴任した行政官であり、インド高等文官の採用に競争試験を導入するにあたつても重要な役割を演じた人物である。

(49) Woodruff, *op. cit.*, p. 180.

(50) A・ブリッッグズ、前掲書「一八四ページ。同様な指摘として、cf. T. W. Bamford, *Rise of the Public Schools: A Study of Boys' Public Boarding Schools in England and Wales from 1837 to the Present Day*, London and Edinburgh, 1967, pp. 240-241.

(51) Cf. Woodruff, *op. cit.*, p. 75.

第三章 パブリック・スクール——貴族的伝統と帝國的伝統

古典教育を中心とするパブリック・スクールは近・現代のイギリスにいかなる影響を及ぼしていたか。マーティン・ウィーナは以上のような状況に、イギリスの経済的衰退の根因を見出している。ウィーナによれば古典偏重は、実利性の追求の対極に位置するものであり、その背景には利益追求活動を蔑視する態度が控えていた。というのもしかたにパブリック・スクールは国家や社会に有用な人物を育成することを目指してはいたものの、実業の世界は、ただ物質的な利益に奉仕するゆえに「紳士」たる者にとってふさわしいものとはみなされなかったからである。「校長たちは、古典（キリスト教も含めたもの）こそ文明であり、これだけで理想的な知的訓練になると考えて、古典だけのカリキュラムを雄弁に弁護し、大部分の知識人も彼らを支持した。……産業とは手を汚して働くことで、好ましくならぬことであり、あまりにも露骨なかね儲けであった⁽⁵²⁾」とウィーナは書いている。

したがってパブリック・スクールの卒業生にとって実業の世界に進むことは自らの品位を貶すことにほかならない。それに加えてイギリス産業界を見回しても、困苦勉励して初代が企業を立ち上げても、二代、三代と続くうちに先代の雄々しい企業家精神を忘れ去り、企業の維持発展をめざすどころか、自らは企業経営よりも営利以外の活動に目を向けるといったことも必ずしもまれではなかった。というのも叩き上げの初代の息子たちもまたパブリック・スクールに通学するうちに、非産業的な文化にいつしか浸り込んでゆくこととなったからである。そればかりか一九世紀の中頃にイートンやハローといった伝統的なパブリック・スクールに加えて新たな学校が多数建設されることとなったとき、そこにもこの時代に頭角をあらわしてきたブルジョワジーの社会的な上昇志向が介在していたといえよう。それはパブリック・スクールに自分たちの子弟を通わせ、紳士たるにふさわしい精神文化的伝統の洗礼を受けさせることによって成し

遂げられるべきものである。⁽⁵³⁾ この意味で一九世紀の後半に、新設のパブリック・スクールが雨後の竹の子のごとく姿を現してきたのは、イギリス社会そのものの構造的変化を如実に表現するものである。

さらに同じような精神は自然科学や技術に対する否定的な態度を生み出した。というのも自然科学では手を動かすことが必要で、さらにそれは産業と密接に結びついていたゆえに、紳士たる者の品位にふさわしいものではなかったからである。⁽⁵⁴⁾ もっともこの時代に新しく設立されたパブリック・スクールの若干では、自然科学がカリキュラムに大幅に取り入れられはした。しかしその卒業生の進路が企業ではなくて軍隊であったことは、⁽⁵⁵⁾ 以上のような精神状況の延長線上に登場してきたものである。それに加えて時代が進むと共に公務員への需要が高まってゆくにつれ、政府に多くの人材を送り込むこととなったものの、彼らは必ずしも時代の要請に応えうる知識を有してはいなかった。というのも時代と共に専門的な知識の必要性が高まってきたにもかかわらず、古典教育は二〇世紀に入ってもなお、幅をきかせていたからである。

いずれにせよウィーナは、イギリス産業の衰退の原因をば、その独特の反産業的な文化に求めつつも、しかしそこに大英帝国の影響よりも、イギリス本国において依然として勢力を保っていた伝統的な土地貴族の隠然たる力を見出していた。それは有閑階級としての貴族に特有の感情に由来するものであり、実業ないし営業活動なるものは、物質的な事象、つまりは他の動物一般とも共通する物理的な生存に奉仕するゆえに忌むべきものであるとする貴族特有の生活感情⁽⁵⁶⁾に発するものである。また古典教育が重視されたのも、以前には多分に粗野な武人としての面影をとどめていた貴族を、一八世紀以降、啓蒙主義、自由主義の洗礼を受けることによって、「文明化」したイギリス社会の精神文化的伝統にふさわしい者へと仕立て上げようとしたがためである。

しかも帝国ではなくてイギリス本国の状況にこそその原因を見出そうとする見解は、インド高等文官の出自を検討す

るとき、すぐれて説得的響きを帯びてくるであろう。というのも植民地にあつては苛酷な勤務が要請されていたがため、有閑階級としての生活に慣れ親しんだ貴族にとつて、植民地は必ずしも魅力ある場所ではなかったからである。「ここで行われる法外な量の仕事こそが、他のなものにも増して私の目を惹いた。人々は来る年も来る年も休みもとらずに馬のように間断なく働き、その結果、その性格は厳しく鍛えられて、感銘深いことに不敵で真剣そのものとなる」⁽⁵⁷⁾とフィッツジェームス・ステファンは書いている。

それに加えてインドは暑く熱病が蔓延する極めて不健康な土地であり——イギリスのインド統治の初期にあつては——イギリス人の死亡率も極めて高かった。それゆえに、インドは食い詰め者の行き場でこそあれ、必ずしも魅力ある土地ではなく、そうしたイメージはその後もついてまわることとなつたのである。はたしてインドではスコットランド人の活躍が行政、軍事、さらには経済の分野においてすら目だったが、それは本国ではイングラント人の後塵を拝し、二級市民に甘んじること之余儀なくされた彼らが、本国では容易にありつけぬ富や官職を求め、あるいは本国で満たされぬ名譽心を帝国での名声で補わんとしたためである⁽⁵⁸⁾。それと同様インド高等文官も、けつしてエリートの中核部分をなす土地貴族ではなくて、その過半は周辺部、すなわち上層中産階級の子弟からなつていた。はたしてディズレリーによつてインドに派遣された総督リットン卿は、インド高等文官のうち二〇人に一人はそれほど家柄が良くない人々によつて占められていると慨嘆したものである。また一九二一年に、プリンス・オブ・ウェールズのインド訪問に同行した王室の執事たちも、高等文官のマナーにショックを受けたと報告されている⁽⁵⁹⁾。

しかも上述したような経緯を辿つて国内の公務員にも競争試験が導入されて後、一八九五年にインド高等文官試験と大蔵省や内務省といった国内官庁の競争試験とがドッキングされたとき、表2（次頁）が示すように、成績優秀者が国内組の方に多かったことも、植民地の地位を象徴的に表現するものである。それどころかこうしたドッキングがなされ

表2 インド高等文官に任官した者の試験成績

	トップ 10 (人)	トップ 20 (人)
1904 年	2	8
1905	2	9
1906	2	8
1907	5	10
1908	5	8
1909	2	7
1910	2	9
1911	0	4
1912	3	6
1913	3	6

出典 B. B. Misra, *The Bureaucracy in India*, p. 106.

たことじたい、国内の公務員の人気にあやかかって、一人でも多くの若者をインド高等文官に引きつけようとする意図に発するものである⁽⁶⁰⁾。またインド高等文官のうち、その少なからぬ部分は、自分の家族や一族の誰かが文民や将校、エンジニアとしてインドで勤務し、あるいは伝道師、商人として、インドとなんらかの繋がりを有する人々である⁽⁶¹⁾。つまりインドは、インドと家族的な繋がりを有する若者、その高い俸給に引かれた若者⁽⁶²⁾、冒険心にあふれた若者を別とすれば、一般のイギリスの若者にとって必ずしも魅力ある土地ではなかったといえよう⁽⁶³⁾。

いずれにせよ植民地インドに赴任することは——衛生状態が改善された一九世紀末にいたってもなお——生まれ故郷と遠く離れ、熱病が蔓延する暑い不健康な土地で暮らすことであり、はたして結婚するにふさわしい伴侶に出くわせるか否かの不安を引き受けることであり、さらに故国のパブリック・スクールでの子供の教育のためになかと思不便を忍ぶことにはほかならない。

したがってバーナード・ポーターが、パブリック・スクー

ルが知識よりも“統治のための技能”を培うことこそがその教育の目的とされていたことを認めつつも、その背景を従来からイギリスを統治してきた貴族のエートスの延長線上に位置づけるとき、⁽⁶⁴⁾念頭におかれているのはインドをめぐる以上のような状況にほかならない。ポーターによれば、インド高等文官のうち、その過半が上述したようにパブリック・スクール卒業生によって占められているものの、パブリック・スクールの卒業生全体のうち、インド高等文官を含めて植民地行政官になった者は、二、五パーセントを数えるのみである。⁽⁶⁵⁾

したがって一九世紀のイギリスを帝国の時代と位置づけ、政治的な風土を含めて帝国こそがイギリスの政治・社会動向を規定する要因と捉える見解は、額面どおりに受けとれるわけではない。それどころか植民地をめぐる他のヨーロッパ諸列強との争いが熾烈なものとなった一八七〇年代ないし八〇年代以前には、帝国が一般大衆の関心を引きつけることがなかったものの、にもかかわらず、パブリック・スクールに関する限り、その強弱に違いこそあれ、大英帝国が無視し得ぬ影響を及ぼしていたことをここでは強調しておこう。パブリック・スクールの歴史に関して古典的な書物をしたためたT・W・バンフォードも大英帝国が壮大なものへと成長を遂げてゆくにつれ、卒業生のその後の進路のうち――必ずしもインド高等文官に仕官したわけではないもの――海外へと出かける者が増加したことを指摘し、そこに大英帝国の影響を見出している。⁽⁶⁶⁾また大英帝国の歴史は、たしかにパブリック・スクールのカリキュラムに含まれていなかったものの、大英帝国とそこで戦わされた戦争、その中で発揮された英雄的行為の数々は、生徒間のインフォーマルな会合での恰好のテーマであり、そのことが帝国に対するイメージ形成の一つの背景をなしている。⁽⁶⁷⁾そればかりでなく勇氣や忠誠心を培う点で、植民地行政官の養成に不可欠であるとされたクリケットやラグビーといったスポーツに対して、当初、否定的な評価を下されていたものの、時代が進むにつれ、古典教育と肩を並べるほどになつたのも、その原因の少なからぬ部分は帝国の影響に求めることができるであろう。

「帝国での冒険に対して少なからず少年たちを鍛えあげたのは、競技場であった。……帝国主義の興隆は、権威、規律、団体精神を奨励したが、それらは競技場で体得しうると考えられていた。精神面での議論に身体面での議論がつけ加わることとなった。『身体壮健なキリスト教徒がいかなることを成し遂げたかと問われれば、私は大英帝国を挙げたい。われわれの帝国は、理想主義者や論理学者からなる国民によっては建設されえなかったであろう。肉体的な頑健さは、精神的な強靱さと同様、帝国を維持存続させる上で必要なものである』……ヴィクトリア朝、エドワード朝の多くの人々にとって、母国の競技場で培われた堅忍不拔さや勇氣とオーストラリアでの開拓、アフリカでの伝道、ビルマでの戦闘行為との間には明らかに関連があると思われた」とJ・A・マンガンは書き、センポイの反乱に際してラクノーを最後まで守り抜いた一将校が、これまたパブリック・スクールの出身者であったことに世の注目が集まったと述べている。

マンガンによれば、一九世紀後半を通じて体育競技やゲームに対して、それが生徒の知的能力の発達の障害となっていたとの批判が繰り返し投げかけられていたにもかかわらず、そうした批判を論駁したのは、帝国とそれが必要とする人物像にほかならない。また対ナポレオン戦争の時代には、イートン校に競技場がなかったにもかかわらず、ワートルローの戦いに勝利をおさめ得たのは、イートン校の競技場で培われた精神のおかげとする説がまことしやかに流されたのも、チーム・プレーが帝国の建設発展に果たした役割を強調するヴィクトリア朝の時代精神をいかに表すものがある。⁽⁶⁹⁾ それに加えて帝国は支配者たちに独特の使命感を与えてもいた。

「インドを領有することによって、われわれは広大な地域を支配するという事実⁽⁷⁰⁾に直面するようになり、このことは今日にあって視野を拡大させ、目的の崇高さを確かなものとする上で必要なものである」とヴィクトリア朝中期にC・W・ディルケは書いている。こうした言葉にみられるように、大英帝国はこの時代の支配層の視野を拡大し、さら

に帝国支配に文明化の使命が付け加わるとき、彼らの支配に、自らの既得利益の擁護につきぬ崇高な目的を与えることとなったのである。たとえば従来、国王は必ずしも国民の敬愛の的でなく、無視されるか反感をもたれていたところが、帝国と関わりを強めることによってブレスティッジを向上させ、義務感にあふれ、高潔な存在へと高められていったように、そこには伝統的な支配層の威信を高める契機が不可避的に組み込まれている。

したがってもしも大英帝国が存在していなければ、イギリスの貴族がかくも長く統治の実権を掌握し続けることが可能であったか否か、定かではないであろう。パブリック・スクールと帝国とを直結させることに批判的なポーターもまた、もしも帝国が存在していなければ、パブリック・スクールが旧態依然たるカリキュラムを維持し得なかったであろうと診断を下している。同様に、彼によれば、資本主義と民主主義とが進展してゆく時代にあつて、パブリック・スクールが養成せんとした「支配するにふさわしい人物」がそこに依拠した根本理念、つまりはノーブレス・オブリージなる観念がかくも長く存続しえたのも、大英帝国が存在していたがためである。⁽⁷⁾

この意味で、たとえ貴族が植民地に出かけることを忌み嫌ったとしても、植民地には依然として貴族的な要素がつきまといっている。そしてそうした要素は統治の在り方そのものにも見てとることができるであろう。いまさら改めて指摘するまでもなく、植民地とは現地住民に対する白人の優越を前提とするものであつたが、しかしイギリスの植民地の場合、現地の支配者に対して、彼らがイギリスに忠誠を誓う限り、多かれ少なかれ好意的な眼差しが注がれていた。というのも彼らを介してなされる間接統治は、統治コストを軽減する恰好のシステムであり、これら支配者の権威を高めるために豪華な宮殿を建設し、華麗な衣装やきらびやかな儀仗兵で飾り立てることが奨励されることとなったからである。なおその上に、世界に君臨した一九世紀のイギリスが依然、貴族を頂点とする階層社会であつたとするならば、そこに大英帝国を貫く基本構造が垣間見えてくるであろう。この意味で「イギリス帝国は資本主義の最高段階であつた

(あるいは、でなかった) かもしれないが、ヒエラルヒーの最高段階であった⁽⁷³⁾」とするD・キャナダインの指摘は、大英帝国の一面を鋭く抉りだしたものである。

しかしながらその一方で、以上のようなパブリック・スクールと古典教育の偏重が、旺盛な企業家精神を骨抜きにし、科学技術教育の発展を押しとどめることになった結果、次第にイギリス工業の衰退は覆いがたいものとなってきた。はたして一九世紀が進行してゆくにつれ、「世界の工場」として君臨してきたイギリスは次第にドイツ、さらにはアメリカに追い上げられ、その後塵を拝するまでになってきた。ある推計によれば世界の工業総生産に占めるイギリス、アメリカ、ドイツの割合は、一八七〇年には、それぞれ三二パーセント、二三パーセント、一三パーセントであったが、一九一三年には一四パーセント、三六パーセント、一六パーセントである⁽⁷⁴⁾。

とくに重化学工業の分野でのイギリスの立ち後れは覆い難いまでになってきた。はたして銑鉄、鋼鉄のいづれの分野でもイギリスの工場は小規模で、その生産性も低くかった。その結果、鋼鉄の生産では一八七〇年代にドイツの二倍生産していたところが、一九一〇—一四年ではドイツの二分の一以下であり、ドイツの鉄鋼が他の市場はむろんイギリス国内にまで入ってきた。また一九〇〇年から一九一四年にかけて建設されたロンドンの地下鉄はアメリカの技術と知識に負っており、一九一四年のイギリスの自動車の三分の一はアメリカのフォード製である。他方、化学工業の分野でも軍服を染め上げる染料はすべてシュツットガルトから輸入されたものである⁽⁷⁵⁾。そればかりかコールタールから葉や染料を生産する技術はドイツの独断場である。しかもそうした技術は戦時には爆発物の生産へと容易に転換し得た以上、第一次世界大戦が勃発するやイギリスは、砲弾の不足に悩まされる一方、薬品に関しては中立国を介してドイツの製品を輸入し続けることとなったのである⁽⁷⁶⁾。

それは「世界の工場」イギリスの凋落を決定的に告げ知らせるものである。しかしながらこのような状況にあったに

もかかわらず、イギリスでは楽観的なムードが漂っていた。デヴィッド・ランデスは、米独両国からの激しい追い上げにもかかわらずイギリスでは、それらが深刻に受けとめられなかったと指摘し、その背景をイギリス社会を蝕んでいた自己満足に見出している。それは、「ドイツ人はけばけばしいまやかし物売って歩いてるが、しばしばそれをイギリス製品と見せかけている」、「ドイツ人は貿易の秘密をスパイしようとしてイギリスの商社と訓練契約を結んでいる」といった類の根も葉もないウワサから始まって、イギリス商人の保守性、すなわち現状に対する満足と新市場開拓に対する消極的態度、顧客の嗜好に対する無頓着を嘆くイギリス領事たちの報告等に端的に見出されるものである。またアメリカの巨大企業が生み出す大量生産商品もまた「あつかましく、押しつけがましいヤンキーのセールスマンが押しつける安かろう、悪かろうといった類の代物で、イギリスの職人魂が生み出す堅固な品質と素晴らしい出来映えにはとうてい及ぶべくもない」と受け流されていた。⁽⁷⁹⁾それは先進国一般につきまとう自惚れに加えて、工業で激しく追いつけられなかったにもかかわらず、英独両国の生活水準そのものにさほどの変化がなかったがためである。ランデスによれば一八七〇年から一九一三年にかけてイギリスの工業生産が約二倍増加したのに対してドイツのそれは約六倍である。それにもかかわらず、両国の所得増加比は国民所得で計算しても、人口一人当たりの所得をとっても、一対〇・七または〇・八である。それはイギリスではこの間に工業からサービス部門への転換が生じ、経済全体に占める工業の比率が低下したためであり、ランデスによればイギリス経済の成熟のなせるわざにほかならない。⁽⁸⁰⁾しかしその一方で、そこには大英帝国が大きな影響を及ぼしているであろう。

はたして工業以外からもたらされる所得の内訳を検討するとき、表3（次頁）が示すようにそこには大英帝国の影が濃厚に投影されていた。たとえば海運業が生み出す収入は、その少なからぬ部分が世界各地に存在した帝国領土を結んでいたイギリスの船舶群からもたらされたものであり、世界で傑出したこの船舶群はイギリス商人にとってはむろん、

表3 貿易外取引と国際収支 イギリス、1851-1913年（年平均、単位百万ポンド）

	1851	1876-1900	1901-13
貿易収支	-51	-120	-153
ビジネスサービス ^a	+24	+35	+49
海運	+35	+58	+87
サービス収支 ^b	+59	+93	+136
海外投資収入	+26	+80	+151
国際収支 ^c	+34	+53	+134

出典 P.J.ケイン、A.G.ホプキンス著、竹内幸雄・秋田茂訳

『ジェントルマン資本主義の帝国 I—創生と膨張 1688-1914』名古屋大学出版会、1997年、117ページ

(注) a ビジネスサービス [外国為替業務・短期信用サービスを中心とした] は保険を含み、かつ政府の海外支出等の雑多は支出を含む。

b ビジネスサービスと海運の計。

c 貿易収支、サービス収支、海外投資収入の計。

他国の貿易業者にとっても重宝なものである。また海外投資収入は年と共に増加しているが、その中核を担うのはシティを中心に活動する投資家であり、彼らはこれまでから大英帝国を含めて外国のインフラ整備や植民地物産の開発、さらには外国政府、植民地政府発行の公債に投資してきた連中である。しかも一九世紀の後半にドイツやアメリカがその投資の大部分（それぞれ国民所得の一二パーセント）を国内に振り向けていたのに対して、イギリスでは七パーセントが国内に、四―五パーセントが海外に投資されていた。さらに一八六五年から一九一四年をとれば海外投資のうち、その五分の二を大英帝国が占めることとなったのである。⁽⁸¹⁾

換言すればこうした「目に見えない利益」がなければ、イギリス工業の凋落は、イギリスの朝野ではるかに深刻に受けとめられたに違いない。そればかりか工業分野そのものに注目しても、他国の追い上げによって国際競争力を失った製品に、帝国が捌け口を提供することによって、工業の衰退がもたらすであろうショックを緩和する役割を果

たしていた。はたしてかつては世界を席卷したイギリスの綿製品も一九世紀の後半には、ヨーロッパやアメリカの市場から閉め出されてくるにつれ、輸出市場としてのインドの重要性は増大する一方である⁽⁸²⁾。そればかりかインドは、時代と共にイギリスの多角的な交易ネットワークで枢要な役割を演じるようになってきた。というのもイギリスは大陸ヨーロッパ諸国やアメリカとの貿易で赤字を計上することになったのに対して、対印貿易は黒字で、それでイギリスの貿易赤字の少なからぬ部分——一九一二年という時点では、イギリスの貿易赤字の五分の二に相当した⁽⁸³⁾——を埋め合わせていたからである。その反面でインドが大陸ヨーロッパ諸国やアメリカ、東南アジアや東アジアとの貿易で黒字を計上しており、それでもって対英貿易での赤字を相殺してもなお余りがあったとしたならば、インドはイギリスが世界に張りめぐらした交易ネットワークを維持存続させる上で、なくてはならないものであったのである⁽⁸⁴⁾。

「世界貿易収支にとつて、インドの貿易がいかに重要であつたかは、到底、筆舌に尽くしがたい。インドは目に見えないサーヴィス（貿易外収支における支払い）はむろんのこと、イギリスからの綿製品と他の輸出品を大量に消費したが、他方において、インド製品、原料および食料品の種々の輸出貿易は、すべての大工業国の市場——といつてもイギリス市場には他の英領諸国ほど著しくは依存しなかつた——へと容易に接近しうる立場にあつた⁽⁸⁵⁾」とB・S・ソウルは書き、この「インドの安全弁⁽⁸⁶⁾」がなければ、大陸ヨーロッパ諸国やアメリカが保護関税を設定していたこの時代に、イギリスが自由貿易の原則を守りとおし得たか否か不明であるとの診断を下している。

他方、イギリス人の間に根強く巣くっていた「慢心」は、イギリスの政治システムそのものを改革せんとする試みをも阻害した。というのもドイツやアメリカからの挑戦をはね除けるためには——科学技術教育の振興に加えて——専門知識で武装したより近代的な行政システムが必要とされていたが、イギリスに巣くう慢心はそうした努力を双葉のうちに取り取ってゆくこととなつたからである。それに対して大陸ヨーロッパ諸国の場合、一九世紀に近代官僚制が整備さ

れることよって、統治構造に革命的な変化がもたらされた。それは近代産業社会の要請に応えようと同時に——とくにドイツに顕著であったが——イギリスに追いつき、追いこさんとした強い意志に支えられてなす遂げられたものである。それに対してイギリスの場合、古典教育で育てられた素人行政官が依然として幅をきかせており、いうならば中世から近代へと至る過渡期の段階に国制が留まっていたのも、以上のような危機感の無さのなせる業であったといえよう。⁽⁸⁷⁾

「イギリスの政治家と役人は、大英帝国は世界で、さらには歴史上最大かつもつとも豊かな権力であると、当然のようになしていた。イギリスの権力基盤が朽ちつつあるといった考えははまだ彼らの脳裏をかすめることがなく、帝国ドイツといった他の力によつて、自分たちの素晴らしいシステムが深刻な挑戦を受けているという考えもおこななかった。大英帝国の基盤に対する懐疑が殆ど人々の注意を引きつけることがなかったゆえ、彼らは帝国がまさに現在あるがままに存在し続けると思っていた。彼らは帝国を目して、文明と啓蒙の偉大なる装置、ギリシアやローマの後継者である」とロマンティックに眺め、帝国における自らの役割をば、文明化の使命に対する奉仕であると、理想主義的に表現した。じっさい彼らは自らを、被支配者の利益のために帝国を公正かつ能率的に統治する古代ローマの長官さながらとみなすように教育されていた。そもそも彼らは、イギリスの力を産業分野での競争、科学、技術あるいは戦略という観点から捉えることが殆どなかったのである⁽⁸⁸⁾」、とC・バーネットは書いている。こうした態度は帝国の現状を保つ上では、その任に堪えるものではある。しかしながら、国際情勢が次第に厳しさを増し、自らの工業力を頼りとして世界に覇を競い始めた新しい時代には時代遅れで、将来を担うに足るものではなかったのである。

註

- (52) マーティン・J・ウィーナ、原 剛訳『英国産業精神の衰退——文化史的接近——』勁草書房、一九八四年、二六六ページ。
- (53) 村岡、前掲書、一三七—一四三ページ。
- (54) Bamford, *op. cit.*, p. 89, 99.
- (55) *Ibid.*, pp. 219-220
- (56) 貴族のこうした心情に関しては、拙著『国家と文明システム』ミネルヴァ書房、一九九三年、第六章「名譽の政治文化」を参照。
- (57) Hutchins, *op. cit.*, p. 43. このステファンなる人物はイギリスのインド支配を真向から肯定する真性の帝国主義者であり、それゆえにこの指摘は割り引かなければならないであろうが、しかし他の論者も同様の指摘をしている。Cf. Porter, *op. cit.*, p. 40.
- (58) リンダ・コリー、川北 稔監訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会、二〇〇〇年、一三四—一三九ページ。
- (59) Kirk-Greene, *op. cit.*, p. 98. なおこうした評価を額面通りに受けとめうるか否かという点に関しては注意が必要である。スペインゲンバークによれば、宮廷を含めて貴族は、試験による官吏登用に対しては、終始一貫否定的であり、そのことがインド高等文官に対する低い評価の背景をなしている。そればかりかインド総督は、高等文官の中からではなくて、本国で任命され、その殆どが貴族的なバックグラウンドを有する者であったことも、インド高等文官の能力に対する低い評価の背景をなしているものと思われる。Bradford Spangenberg, "The Problem of Recruitment for the Indian Civil Service during the Late Nineteenth Century", in *The Journal of Asian Studies*, Vol. XXX, No. 2, 1971, pp. 341-360. 統計的にみれば、一八六〇—七四年という年をこれば、インド高等文官のうち、七四パーセントが専門職の中産階級、一〇パーセントが貴族、ジェントリー、一一パーセントが、下層中産階級の出身である。Porter, *op. cit.*, p. 40. なお本田毅彦氏によれば一八九二年—一九〇二年では、インド高等文官のうち地主貴族が五・六パーセント、専門職の中産階級が六〇・六パーセント、一九〇三年—一九一四年では、それぞれ三・四パーセント、六二・〇パーセントである。本田毅彦『インド植民地官僚——大英帝国の超エリートたち——』講談社、二〇〇一年、二九—三〇ページ。
- (60) Bradford Spangenberg, *British Bureaucracy in India: Status, Policy and the I. C. S. in the Late 19th Century*, Delhi, 1976, pp. 30-32.
- (61) 本田毅彦氏はインド高等文官の息子の比率を、一八九二年—一九〇二年には、五・二パーセント、一九〇三—一九一四年

では五・八パーセントとしている(本田、前掲書、二九ページ)。なおカーク・グリーンによれば、一九〇七年にインド高等文官に仕官した若者のうち、父親が同じくインド高等文官であった者の比率は一〇パーセントであるが、インドとの他の繋がりを持つもの——そのうちのいくばくかは数世代にも及んでいた——を加えれば、その比率はもっと高くなっていったに違いない。Kirk-Greene, *op. cit.*, p. 100. また、インドとの家系的繋がりに関しては、本田、前掲書、三一―三九ページ参照。

(62) インド政庁、各州政庁の局長の俸給が二八〇〇―四〇〇〇ポンドに対して本国の省庁の局長は、二五〇〇ポンド以下、インドの収税局メンバーのそれが三〇〇〇ポンド以上であったのに対して本国の同種の官僚の場合、最高でも二〇〇〇ポンドである。なおインド高等文官の場合、二五年勤務すれば一〇〇〇ポンドの年金を受け取る権利が生じたが、インド人への自治権の付与の拡大、ナショナルリズム運動の興隆により早期退職者が増加したのに伴って、政府も二五年を待たずとも勤続年数を加味して年金を支払うようになった。本田、前掲書、一八ページ、一〇―一〇五ページ。

(63) したがって一九〇五年の試験でトップをとったジョン・アンダーソンなる人物がインド高等文官に仕官、その後ベンガル州の知事となったことを引き合いだして、最良の受験者の多くがインド高等文官を選択したと断ずるヒュー・ティンカーの診断(Hugh Tinker, "Structure of the British Imperial Heritage", in Ralph Brabanti, *Asian Bureaucratic Systems Emerging from the British Imperial Tradition*, Duke University Press, 1966, p. 60.) は誇張である。なお合同試験に際して、受験者は(1)国内官庁、(2)インド高等文官、(3)そのいずれでも可、と三つの選択肢の内、一つを選ぶこととなったが、インド高等文官のみを選んだ者は一八九九年には一八・五パーセント、一九〇五年には一〇・八パーセントであった(Spangenberg, *op. cit.*, p. 32)。なお、植民地行政官にはインド高等文官の他、Eastern Cadetshipがある。これはセイロン、海峡地域、香港の統治にあたる行政官であるが、議論の大勢に影響がないので省略した。なお大英帝国の領土は世界各地に広がっていたが、これらの多様な地域——その大部分はアフリカ大陸に属していた——を統治する行政官はColonial Administrative Serviceと呼ばれ、試験ではなくて推薦と面接によって選ばれることとなった。なおスーダンに関しては、これとは別にSudan Political Serviceがある。 Cf. Kirk-Greene, *op. cit.*, pp. 125-142, pp. 164-181.

(64) *Ibid.*, p. 46ff.

(65) Porter, *op. cit.*, p. 59.

(66) Bamford, *op. cit.*, p. 213.

- (67) Porter, *op. cit.*, pp. 52-54.
- (68) J. A. Mangam, *Athletism in the Victorian and Edwardian Public School: The Emergence and Consolidation of an Educational Ideology*, London and Portland, 2000, pp. 137-138.
- (69) J・ホブズボーム、浜林正夫他訳『産業と帝国』未来社、一九八四年、二〇六ページ。なお競技は、それ以前、校規が乱れ、ときにアナキな状況を呈していたパブリック・スクールの改革の一環として、若者のあり余るエネルギーを発散させることを目的として導入されたものである。競技が擁護されるにあたって、競技の過程で培われる団結心や堅忍不拔の精神が植民地行政官のみでなく本国の支配者を養成する上でも不可欠であると認識されていたこと、さらにパブリック・スクールの主流を構成していた貴族が勉強を忌み嫌っていたことがその背景をなしている。しかしその反面で生徒が——そして教師もまた——競技に熱中するあまり、学業がおろそかになり、大陸ヨーロッパの中等学校とくらべて大幅に学力が劣るとされ、繰り返し論争の的となったのである。
- (70) Cited in Eldridge, *op. cit.*, p. 49.
- (71) そのなよりの実例はヴィクトリア女王の威信の増大に見て取ることができであろう。デイヴィッド・キャナダインの興味深い研究によれば、女王を含めて歴代の国王は必ずしも国民の敬愛的ではなく、無視されるか反感を持たれていた。それは、本質的には都市化が進み、大衆が登場し始めてきたにもかかわらず、王族が閉ざされた扉の向こうの任人で大衆の前に姿を現さなかったためであったが、さらに国王の浪費や恋愛スキャンダルのせいでもあった。ヴィクトリア女王も、夫君のフィリップ殿下が逝去した後には同様のゴシップの標的にされていたが、しかしそうした女王を義務感にあふれ、高潔な君主へと仕立て上げるにあたって、デイズレリーがヴィクトリア女王をインド皇帝に任じ（一八七七年）、さらに上述した即位六〇周年の祝賀儀式（一八九七年）で、名実共に大英帝国の象徴としてロンドンをパレードしたことが貢献していたのである。
- デイヴィッド・キャナダイン、辻みどり・三宅良美訳、「コンテクスト、パフォーマンズ、儀礼の意味——英国君主制と『伝統の創出』、一八二〇—一九七七年」、エリック・ホブズボウム、テレンス・レンジャー、前川啓治・梶原景昭他訳『創られた伝統』紀伊國屋書店、一九九二年、一六三—一九二ページ。いま一つの原因は、時代と共に王権が弱体化するのと比例して王を取り巻く儀式が華麗なものとなったという事実を求めることができる。なお Cf. John M. Mackenzie, *Propaganda and Empire: The Manipulation of Public Opinion, 1880-1960*, Manchester University Press, 1984, pp. 3-5. 井野久美子『大英帝国とこう経緯』講

- 談社、二〇〇七年、二二八—二二八ページ。
- (72) Porter, *op. cit.*, p. 296.
- (73) デイヴィッド・キャナダイン、平田雅博・細川道久訳『虚飾の帝国——オリエンタリズムからオーナメンタリズムへ——』日本評論社、二〇〇四年、一六四ページ。
- (74) アーロン・L・フリードバーグ、八木甫・菊池理夫訳『繁栄の限界——一八九五年—一九〇五年の大英帝国——』新森書房、一九八九年、二八ページ。
- (75) Ronald Hyam, *Britain's Imperial Century 1815-1914: A Study of Empire and Expansion*, London, 1976, p. 100.
- (76) Barnett, *op. cit.*, p. 87.
- (77) D・S・ランデス、石坂昭雄・富岡庄一訳『西ヨーロッパ工業史——産業革命とその後 一七五〇—一九六八——』一、みず書房、一九八〇年、三五七ページ。
- (78) 同、三六六ページ。
- (79) Barnett, *op. cit.*, p. 102.
- (80) ランデス、前掲書、三五八ページ。
- (81) 以上についてはP・J・ケイン、A・G・ホブキンズ、竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国 I——創生と膨張 一六八八—一九一四』名古屋大学出版会、一九九七年、一〇九—一三八ページ、参照。
- (82) 例えは一九世紀を通じてイギリスの重要な輸出産業であった綿工業の場合、一八二〇年にはイギリスの全輸出のうち、ヨーロッパとアメリカが六五・五パーセントを占めていたところが、一八九六年には一八・九パーセントまで低下していったのに対して、インドは五パーセントから二六・五パーセントへと上昇していった。D・A・Parnie, *The English Cotton Industry and the World Market 1815-1896*, Oxford University Press, 1979, p. 91.
- (83) B・B・ソウル、久保田英夫訳『イギリス海外貿易の研究 一八七〇—一九一四』文真堂、一九七〇年、八六ページ。
- (84) 例えは一八八〇—一八八三年をとれば、インドの対英貿易の赤字が一千七〇万ポンドであったのに対して、大陸ヨーロッパ諸国、中国、日本、アメリカ合衆国、さらにその他の地域との貿易黒字で相殺すれば、総計でインドは一千五三〇万ポンドの黒字である。同様に一九〇四—一九〇六年では対英赤字が一千三三〇万ポンドとなったものの、総体としてインドは一千六

二〇万ポンドの黒字、さらに一九一一年—一九一三年には対英赤字が大幅に増加し、五千二三〇万ポンドに達しているものの、他の地域に対するインドの輸出も急上昇し、インドは依然として二千一〇〇万ポンドの黒字を計上している。インドの輸出品は原綿、ジュート、小麦や米、茶、アヘン（対中国）、油用種子といった原材料、さらに綿糸や綿布、ジュート製品（袋）といったものである。その際インドがイギリス以外の国々に対して出超であったのは、他のヨーロッパ諸国がインドにさほど関心を払わなかったこと、払ったとしても綿製品や繊維機械であって、それらの領域では依然イギリスが優勢であったがためである。いずれにせよ他のヨーロッパ諸国がインドに輸出したのは、フランスの絹織物とワイン、ベルギーの鉄鋼、ドイツの安手の毛織物といったごくわずかの製品を数えるのみである。また一九世紀から二〇世紀初頭にかけてインドで精力的に押し進められた鉄道建設に際して、インド政府が建設を行った場合はイギリス製の鉄鋼製品（レール、機関車、客車）を用いたこと、私営の場合はこうした制約がなかったものの、鉄道建設に携わったイギリス人技師の外国製品に対する偏見の結果、イギリス製が用いられることとなり、イギリス以外の鉄鋼製品が、インド市場に入り込む余地がなかったことも、少なからず影響を及ぼしていた。ソウル、前掲書、二八〇—三〇六ページ。

(85) 同、三〇ページ。

(86) 同、八五ページ。

(87) Cf. Tom Nairn, *The Break-Up of Britain: Crisis and Neo-Nationalism*, London, 1977, pp. 19-33.

(88) Barnett, *op. cit.*, p. 43.

第四章 帝国支配とその遺産——イギリスとインド

もっともインドに目を転じてみた場合、インド高等文官の足跡は様々な分野に及んでいた。とくにイギリスがその最大の努力を傾注した徴税業務と並行して実施されたインド土地制度の調査報告は膨大なものであり、それらは今なおインド社会史、経済史にとって貴重な資料である。またインドに樹立された法の支配の実体が「公正で迅速」をモットー

としたジェームス・ミルの理想と似ても似つかぬものであったが、しかしムガル末期の混乱に終止符を打ち、旅人の絞殺を宗教的な義務とする秘密結社のメンバーの帰順を含めて、インドに法と秩序をうち立てた。その一方で、当時のインドに広く行われていた寡婦殉死を禁止し、幼児婚に対しても否定的な態度をとることによってヒンドゥー社会に巣くっていた悪弊を矯正したことも広く知られている。しかもその際、インド高等文官が腐敗とは無縁で、インドに対する家父長的統治者として自らに与えられた任務を遂行することとなったのである。

このようなインド高等文官であったが、しかし時代が進むにつれて工業化がインドにおいても現実の政治課題へと浮上したとき、彼らの態度は、必ずしも積極的なものではなかった。というのも以上のように古典教育で育まれた彼らは、ここにおいても工業化に対して無関心な態度で相對することとなったからである。「彼等は世界でもっとも工業化された国からやってきたにもかかわらず、工業の分野での経験もなければ、その問題に通曉してもいなかった。彼等のほぼすべてが貴族的な背景を有する連中であり、ビジネスについてなにも知らないどころか、それをあからさまに軽蔑していた。この時代のほぼすべてのインテリゲンツィアと同様、普通のビジネスマンはジェントルマンたりえないという考えを受け継いでいた。イギリスのビジネスマンをすら役人は『荷駄商人』^{ポツス、ワッ}と呼んでいたが、この言葉はインドでは荷駄行商人を意味する言葉であった。インドが経済的にもっとも必要としていたのは、新しい工業技術をインド人に役立てんとする決意と能力を備えた実務的な支配者であった。この種の任務に対してこれくらい無能な連中はほとんど見出すことはできない⁽⁹⁰⁾」、と断ずるのは一九三〇年代に、インド経済を実地でつぶさに調べ上げた、アメリカの経済史家D・H・ブキャナンである。

もっともこの同じ行政官が、インド人を不当に搾取するイギリス人——その典型は前貸し金でインド農民を債務奴隷へと仕立て上げ、彼らにインド藍の耕作を強制したイギリス人農業企業家である——を、抑制したことは事実である⁽⁹¹⁾。

またインドに遅ればせながら近代工業が登場してきた際、インド政庁は、労働者保護の国際的な取り決めに忠実に、彼らを保護せんとしていたもの⁽⁹²⁾、しかし工業そのものの発展に政府がはたした役割は微々たるものである。この意味でイギリスはインドに法と秩序を樹立する上で成果をあげはしたものの、しかしイギリスのインド支配は、近代工業の発展にとって不可欠な「調査や技術的サーヴィスの点では後進的⁽⁹³⁾」で、近代工業を育成するために積極的な施策を展開しなかった。もとよりそれは植民地支配につきまとう構造的契機⁽⁹⁴⁾により本質的に規定されたものであったが、他面では以上のような役人のエートスにも影響されたものである。

しかもこうした状況に加えて、インド人の間にナショナリズムが昂揚し、自分たちを独立の政治的主体へと高めてゆくとき、それらは大英帝国の根幹を直撃した。というのもそこに含まれる人民主権の原則を前にして、インド人に代わってインド人の真の利益を実現せんとする家父長的な統治原理は、ますます色褪せてゆくこととなったからである。それに加えて植民地行政官と現地の民衆との関係も、家父長的な統治原理が暗黙裡に前提とするものとは必ずしも合致してはいなかった。それどころか行政官が民衆に対して宥和的な態度で接し、民衆と友好的な関係を樹立するといった行為が、行政官仲間の間で、植民地の現実にナイーブな振る舞いとして白眼視され、自らの昇進にもマイナスの影響を与えていたような所⁽⁹⁵⁾では、インド人じしんの反感もより一層昂じてゆくこととなったであろう。

いずれにせよ一九四七年にイギリスがインドから撤退するのは——ドイツとの戦いで本国が疲弊したのもさることながら——以上のような状況に促されてのことである。それに続いてイギリスが世界各地に点在していた植民地を次々と放棄し、一九六〇年代にグレート・ブリテンからリトル・ブリテンへと変貌してゆくにつれ、イギリスの産業システム、統治システムに潜む問題性は、白日のもとに晒されるようになってきた。というのも帝国の喪失は、たんに力の喪失ばかりでなく、帝国内部の市場の喪失をも意味しており、さらには帝国につきまとういた「見えない利益」の将来

にも黄色信号をとまずこととなったからである。はたして行政を抜本的に改革せんとしてフルトン委員会が設置されたのは、イギリス経済の凋落がもはや誰の目にも明らかとなった一九六六年のことである。そして二年後に提出された報告書では、イギリスの国内行政が「基本的に一九世紀の産物であるノースコット・トトレヴェリアン報告」の域を出ていないと批判され、ジェネラリストに代わるスペシャリスト、とりわけ科学者の登用が勧告されていたにもかかわらず、その結果は勧告とはほど遠い様相を呈していた。というのも官庁のトップは、それが管轄する仕事とは無関係な分野で教育された者によって占められている一方で、科学者の地位は依然として低いままに留めおかれていたからである。⁽⁹⁶⁾

この問題は結局のところサッチャー首相のもとでエイジェンシー化が大々的に導入され、行政の少なからぬ部分をアウトソーシングし、民間の手に委ねる方向で改革が図られたが、そこにもイギリスの政治的伝統が影響を及ぼしていた。というのも大陸ヨーロッパ諸国と比較して官僚制の伝統が強固でなく、行政手続きに対する厳格な法的規制もなければ、国家組織と私的組織の行動様式にさほど大きな相違もなかったイギリスでは、民営化に対する官僚の側からの抵抗はそれほど強くなかったからである。⁽⁹⁷⁾それは上述したイギリス国制の「過渡的性格」、換言すれば確固たる官僚制の樹立を含めて、一九世紀に大陸ヨーロッパ諸国がなし遂げた国制の近代化革命を、イギリスが経験しなかったことの延長線上に登場してきた現象にほかならない。

また経済の分野でのサッチャーの改革も、シティを中心とする金融ブルジョワジーの活性化に資することはあっても、工業の再建に成果をあげるどころか、そのさらなる衰退をもたらした。というのもサッチャーが強引に押し進めた経済自由化政策は、ただでさえ脆弱な基盤しか持たなかった製造業を次々と苦境に追い込む一方で、シティにとっては投資活動のさらなる拡大のまたとないチャンス到来を意味していたからである。しかも苦境に陥った製造業に対してシティ——そして市場原理主義に立つ政府も——が冷淡に相對したとき、そこには一九世紀後半の第二次産業革命でイギ

リスが立ち遅れたのと同じ要因がたち働いていた。というのもこのとき、ドイツの銀行が「揺りかごから墓場まで」新しい産業の面倒を見たのとは対照的に、イギリスではシテイが重化学工業の振興に本腰を入れる代わりに、海外へと投資することとなったからである。換言すればこのときシテイが国内の重化学工業に長期的観点から投資していたならば、その後のイギリス工業はずいぶん異なっていたに違いない。しかしシテイと製造業とは別々の資本市場を構成していたばかりでなく、シテイに結集した地主・貴族、法律家や退役軍人、官吏、聖職者、議員といった人たちと産業家とは、相互に密接に交流することもなく、社会的にも別々の世界に住まっていた。⁽⁹⁸⁾

それは「ジェントルマン資本主義」といわれるものであり、早くから海外に雄飛したイギリス固有の経済的伝統を構成するものにはかならない。そしてこうした伝統こそが第二次産業革命でのイギリスの躰きの構造的契機となっていた一方で、サッチャーの改革にあっても、所期の目的とは別の結果をもたらすこととなったのである。

「サッチャー主義者たちはシテイとの親近性を本来もっているとは言えなかったし、『お金からお金を作る企業よりも物を製造する企業の方を』本能的に好んでいるとも考えられていた。しかし、自由市場の哲学が産業界と金融界に適用された時、前者が重圧のもとで萎えてしまったのに対し、後者はその哲学を張り切って受け入れた。……産業復興の奨励にはつきりとコミットする姿勢で出発したサッチャー政権のような政府でも、ジェントルマン資本家が今なお強烈な存在感を保っているシテイの権益につながる政策決定パターンにすぐに陥らざるをえなかったことは、抗いがたい趨勢であったように思われる」とケインとホブキンズは書いている。

それに対して、インドの場合ほどのような経過をたどったか。たしかにインドにおいては独立以降、植民地時代のレッセ・フェールの反動として計画経済が経済再建の基本戦略に据えられ、矢継ぎ早に五カ年計画が打ち出される等、経済戦略に革命的な変化が導入されたものの、しかしそこにはすぐれて問題的な状況がたち現れてきた。というのも中

央主導のこうした経済戦略の中枢に位置する高級官僚は、経済や行政に関する高度な専門知識を有するどころか、ジュネラリストとしてのインド高等文官のエートスを色濃く引きずっていたからである。

もっともインド高等文官なるものが法と秩序の維持に辣腕をふるってきた以上、さしあたって彼らが、印パの分離独立に伴って勃発したコミュニティナル騒擾を鎮め、間接統治の結果として多数存在していた藩王国を、ときには武力を行使してまでインドに統合する上で、必要とされていたことは否めない⁽¹⁰⁾。しかしながらこうした類の官僚——インド高等文官そのものをとりあげれば、「行政のインド人化」の結果、独立当時インド人でインド高等文官の地位にあったものは全体の約半分を占めるまでになっていた⁽¹¹⁾——が、その後もインドの国政の中枢に居座り続けるとき、経済発展を促進するどころか、その逆の結果をもたらすこととなった。というのもジュネラリストたるインド高等文官は、その主たる職務が法と秩序の維持、並びに徴税に限定されているかぎり、その欠点を露呈させることがなかったが——上述しブキャナの指摘に見られるように——同じ類の官僚が独立以降の経済政策の中枢に座るとき、そこには新しい国家目標を頓挫させてゆく契機が秘められていたからである。

じっさいのところ Indian Civil Service (インド高等文官) の後継として創設された Indian Administrative Service (管見の限り定訳は未だ無いが、本稿ではインド高等行政官としておく。なお憲法調査会は「インド行政官⁽¹²⁾」としている) の養成過程を概観するとき、目を惹くのは両者の余りの類似性である。もとよりギリシア、ローマの古典、さらに数学は試験科目からはざされたが、しかしインド高等行政官においても、英語でのエッセイ、英語一般、一般的な知識が必須で、選択科目としては自然科学よりも、人文、社会科学が主流を占めていた。この意味でその目標とするところも、スペシャリストではなくてジュネラリストの養成である⁽¹³⁾。

また厳しい競争試験をくぐり抜けた若者には、ウツタルプラデシュ州の高原の避暑地、ミズーリーの行政アカデミー

で一年間の講習を受けることが義務づけられていたが、その課程の一つに組み込まれていた「ジェントルマンの養成」にも、植民地時代の影が色濃く投影されていた。「良きマナーとエチケットは、役人の人柄に信用と魅力を付与し、しばし過ぎずした権力を滑らかにする」という導入文で始まる「ハンドブック」には、「ジェントルマンたる役人は紹介されたときに立ち上がる。紹介されたときに握手するのは極めて一般的であるが、相手が女性の場合には、彼女から手を差し出さない限りそうではない」から始まって、テーブル・マナーに関しても「イスに座る際には右側から、立ち上がる際には左側へ。カレーとライスにはスプーンとフォーク、あるいは右手にフォークを持って食べてもよい。スプーンにライスをもつてゆくにはフォークの背を使用すべし」というように、事細かに記載されている。それはイギリス式のマナー、より正確にはインド高等文官のそれを引き継ぐものである。また教程の一部に、乗馬が取り入れられているのも、同じ背景に由来するものといえよう⁽¹⁴⁾。

もつともこのアカデミーでの最初の五ヶ月間のトレーニングの中心をなすのはインドの憲法と行政であり、また後半の四ヶ月には、刑事法典、インドの行政史、地方行政（これには開発計画、非常事態対処、地方政府、土地制度が含まれる）が教えられもした。しかしこうしたトレーニングはジュネラリストとしてはともかく、スペシャリストを養成するには余りにも短く、総花的なものである。その一方で前半と後半との間の一ヶ月半にはインド全土の旅行が企画され、短期間の軍事訓練を受けた後、歴史的な事跡を訪問し、公的な行事に顔を出し、首相を始め政府の要人とニューデリーで会見することがそのスケジュールに組み込まれたとき、そこには地方ではなくてインド全体に対する忠誠心を涵養せんとする意図が秘められていたのである⁽¹⁵⁾。

換言すればインド高等行政官とは、ジュネラリストにこそ期待しうる広い視野に助けられつつ「争いに引き裂かれ、騒然とした社会で権力の枠組みを提供する」⁽¹⁶⁾ 指導的な行政官にほかならない。そこには多様なカーストや言語、種族で

引き裂かれたインドを、集権的な官僚制という「鋼鉄の枠」(steel frame)でまとめあげんとした、イギリスの植民地行政と同じ類の精神が満ちあふれている。そればかりかかつてのインド高等文官と同様、自分たちこそが国家の柱石であるとの自負を抱いていた。⁽¹⁰⁾

はたして法と秩序の担い手としてのインド高等行政官に対する信頼は、インディラ・ガンディー首相が一九七五年六月から一九七七年始めまで導入した「非常事態」で、首相が最も頼りとしたのが、このインド高等行政官であったことに端的に現れている。⁽¹⁰⁾ その一方で、独立以降実施された五カ年計画で、インド高等行政官が中央や州の要職を占めてきた結果、すぐれて問題的な状況が生じてきた。第一に、これらの行政官は、人文、社会科学を中心に教育されたジェネラリストであり、現代社会が必要とする科学技術的な知識にからきし無知である。第二に、彼らの任期が短期間に設定された結果、自分に任された領域に精通するより前に他のポスト——場合によっては全く異なる職種——に転職することになったがため、現場で職務に精通する途も閉ざされることとなったのである。

この点で現代インドの鉄鋼、自動車、IT産業に関して実地調査を行ったヴィバ・パングレの研究は、現代インドの産業行政に潜む問題性を的確に抉りだしたものである。パングレによれば、鉄鋼業の場合、基幹産業中の基幹産業と位置づけられ——後述するタタ鉄鋼会社以外——国有企業として出発したが、その監督官庁で要職を占めるインド高等行政官の任期が三年から、長くても五年であったがため、彼らから卓抜な政策立案がなされることもなければ、ましてやそれが実行に移されることもなかった。というのも、ある行政官が証言するように、自分に委ねられた分野の産業ダイナミズムを理解し、技術的問題に精通するためには少なくとも一年間が必要で、さらに斬新な政策立案、実施となると、長期にわたる発酵期間に加えて、実施の段階で生じてくる予期せぬ事態に備えなければならない以上、五年という年月でも決して充分でなかったからである。またインド高等行政官がエリート官僚中のエリートとして、強い仲間意識

を抱いていた反面、ともすれば他を見下すこととなった結果、自分と同じ部署の他の行政官や現場の企業経営者との間に緊密な関係を築き上げることは困難である。それに加えて彼らが転職につぐ転職を繰り返し、「転職のメリーゴーランド」に乗っかっているとき、そうした傾向により一層の拍車がかかることとなったのである。⁽¹⁰⁾

いずれにせよ産業分野におけるインド高等行政官の振る舞いは「自分自身で新しいことを何もなさないこと（すなわち前例を見つけたすこと）、できるならば責任を回避すること、俸給とは役所で費やした時間の関数であり、生産性やなんらかの結果の達成の関数ではないこと」という、あるベテラン行政官のシニカルな言葉に端的に現れている。はたしてインド鉄鋼業の実績は貧しいものであり、現実の生産高が五カ年計画の目標に届くこともなければ、その品質も劣悪である。そればかりか鉄鋼業が基幹産業中の基幹産業と位置づけられていたにもかかわらず、高品質の鉄鋼が必要とされた場合、やむなく外国からの輸入に頼ることとなったのである。⁽¹¹⁾

それに対してIT産業も、経済自由化が断行される以前は、電子関連分野を司る官庁の監督下に置かれていたものの、その官庁組織は鉄鋼の場合と異質であった。というのもここでは組織の中核が、科学者やテクノクラートによって占められていたからである。しかも彼らの在職期間も長かった結果、彼ら相互間に団結心が生まれる一方、配下の様々なコンピューター企業とも、持続的で建設的な関係を構築する途が開かれていた。この意味で経済自由化以後のIT産業が、とくにソフト・ウェアの分野で目覚ましい発展を遂げることとなったのも、以上のような政策の結果、それ以前から潜在的な力が蓄えられていたからである。⁽¹²⁾

そればかりでなく鉄鋼分野において高い品質の鉄鋼を生産し続けてきたタタ鉄鋼会社の場合、国家の統制から比較的自由であったことも示唆的であろう。それはタタが独立以前からインドを代表する鉄鋼企業であり、そこで生産される良質の鉄鋼ゆえにネルーの高い評価をかちえており、そのことが独立以降の社会主義的雰囲気の中で私企業として生き

残ることを可能としていたがためである。またタタ自身、独立闘争に加担したばかりでなく、独立以降も、インド国民会議派ばかりか他の政党とも、等距離の好意的な関係を保ってきたことも、七〇年代の国有化の嵐をかくぐる上で、無視し得ぬ役割を演じている。その結果、タタ鉄鋼会社において官僚の干渉は限られていた一方、会社経営の継続性も保たれ、いきおい高い生産性を誇り、良質の鉄鋼を生産することが可能となったのである⁽⁸⁸⁾。

註

- (89) これはサグと呼ばれる秘密結社で、彼らは血に飢えたカーリー女神の大義のために、旅人に襲いかかり、絞殺したが、イギリス統治下におけるその帰順については、ジャン・モリス、椋田直子訳『ヘブズ・コマンド——大英帝国の興隆——』講談社、二〇〇八年、九六一—一八ページ。
- (90) Daniel Houston Buchanan, *The Development of Capitalistic Enterprise in India*, New York, 1934, p. 458. 邦訳 D・H・ブカナン、東亜研究叢書刊行會訳『印度の近代工業』河出書房、一九四三年、七四〇—七四一ページ、参照。
- (91) Cf. Blair B. King, *The Blue Mutiny: The Indigo Disturbance in Bengal 1859-62*, University of Pennsylvania Press, 1966, pp. 63-171. Porter, *op. cit.*, p. 230.
- (92) 労働者保護をめぐるこの問題は、当時インド市場に急速に参入してきた日本綿業との関連で物議をかもすこととなった。すなわち日本はかかる国際的取り決めに入っていなかったため、日本綿製品のインド進出の原因を「インド以下の低賃金」に帰する見解が、当時——さらにそれ以後も——展開されてきたものの、しかし日本綿業をも実地で調査したブキャナンは、賃金においても、さらに労働者の生活条件——労働者の住居、衛生施設、食物等——においても、日本の方が良好であったと、結論を下している。前掲邦訳、三五〇—三五五ページ。
- (93) Barnett, *op. cit.*, p. 127.
- (94) 拙著『大転換の歴史社会学——経済・国家・文明システム——』ミネルヴァ書房、二〇〇二年、三三一—三三九ページ、参照。
- (95) Cf. Clive Dewey, *Anglo-Indian Attitudes: The Mind of the Indian Civil Service*, London and Rio Grande, 1993, pp. 185-198, うち

た植民地官僚の実態は、自分自身インドに滞在した経験を持つ E・M フォースターの『インドへの道』にも描かれている。すなわちイギリス人（小説の場合、モア夫人）によるインド社会とインド人への親密な関係こそが、イギリス人とインド人との間に様々なもめ事を引き起こすこととなった発端と位置づけられており、むしろ両者が混じり合うことなく別々の世界に住んでいることが、インドの平和と秩序の前提となっていると、皮肉っぽく結論づけられているのである。ちくま文庫版、二七〇ページ参照。

(96) Anthony Sampson, *The Changing Anatomy of Britain*, Coronet Books, 1983, pp. 187-189.

(97) 竹下 謙他『イギリスの政治行政システム——サッチャー、メージャー、ブレアの行財政改革——』ぎょうせい、二〇〇二年、七五—八九ページ。なお、アウト・ソーシングの背景として F・リドレイも、官僚組織の未発達の他、より根本的な原因として、国家という観念がイギリスでは必ずしも明確でなく、したがって官僚も国家主権を背景に国家の公僕として職務を遂行するのではなく、ときの議会多数派の政策の執行者としての性格が強いという事情がある。換言すればイギリスでは時々の政治動向を超越した独自の行動領域で活動する国家官僚という意識が登場してくる余地は希薄で、おそらくは中世の国制にまで遡るこうしたイギリス国家の特質が、国家官僚と私的官僚との差を小さくしてゆく上で基本的な前提をなしていた。 Cf. Frederick Ridley, "The Public Service in Britain: From Administrative to Managerial Culture", in Hellmut Wollmann and Eckhard Schröter eds., *Comparing Public Sector Reform in Britain and Germany: Key Traditions and Trends of Modernisation*, Vermont, 2000, pp. 132-148.

(98) ケイン、ホブキンズ、前掲書一二五—一三八ページ、参照。

(99) ケイン、ホブキンズ、木畑洋一・旦 祐介訳『ジェントルマン資本主義の帝国 II——危機と解体 一九一四—一九九〇』名古屋大学出版会、一九九七年、二〇二—二〇四ページ。もともと今日のシティでは、アメリカや日本、ドイツ、さらに最近では中国やインドの企業や投資家の台頭が著しく、この点で今日のシティはエリート層が投資の主役を演じていたかつてのシティと同じでない。にもかかわらずシティの新しい主役が目を向けるのは、従来にも増して海外である。しかもサッチャーならびにそれに続く政府がそうしたシティの動きに規制をかけるどころか、結果的に金融立国を目指すこととなったのも、製造業の衰退を「見えない利益」で補おうとした帝國的伝統を、受け継ぐものである。なお付言すれば、最近のパブリック・スクールの生徒達に「反産業志向はなく、「産業界とは一番関心のあるところであり、どうしたら金儲けができ、どのよう

にして出世競争に参加できるのか知りたがっている。」(G・ウォルフォード、竹内洋・海部優子訳『パブリック・スクールの社会学——英国エリート教育の内幕——』世界思想社、一九九六年、二六九ページ)と述べられているが、はたしてこの産業界が金融界か工業界かは不明である。

(100) 独立インドにおける行政の中枢を担うものとしてのインド高等文官の必要性を強調していたのは、初代内務大臣V・パテルである。「愛国心の点で、忠誠心の点で、真面目さの点で、われわれは代わりの者を有していない。彼ら(インド高等文官)は、われわれと同じように善良であらう」……過去二、三年の間、もしも彼らが愛国的、かつ忠誠心をもって行動していなければ、連邦は崩壊していたであらう。……もしも自分自身の信念を語りうる独立心を有し、身分保障を与えられた良質のインドの官僚組織が存在しなければ、この連邦は解体し、統一されたインドを失うこととなるであらう。」(David C. Potter, *India's Political Administrators 1919-1983*, Oxford University Press, 1986, pp. 148-149)とパテルは一九四九年に書いている。

(101) インド高等文官は一九四二年という時点をとれば、総数一二〇一人、その内、ヨーロッパ人が五七三人に対してインド人が六二五人であって、インド人の比率は五二パーセントに達している。周知のようにインド高等文官へのインド人の採用はインド・ナショナリズムの一つの目標であったが、しかし試験場がロンドンということもあって、その最初の採用は一八六四年で、一九〇四年から一九一三年にかけてもインド人の採用は五パーセントに留まっていた。こうした状況が変化するのは第一次世界大戦を境としてである。すなわち大戦勃発により、イギリス人の任官者数が激減し、そして戦後には応急措置として試験を経由することなくイギリス人軍務経験者をインド高等文官に採用するという方策が採られたにもかかわらず欠員を補うに充分でなかった。また試験再開後も応募者は一定しなかった。それはインドにおけるナショナリズムの高揚とそれがもたらす政治的不安定、さらにはイギリスのインド支配の存続可能性に対する疑念等の結果引き起こされたものである。他方、一九二二年以降、ロンドンのみならず、アラハバード(一九二八以降はデリー)でも試験が実施されたこと、また試験合格者の比率を設け、インド人枠を一九二〇年に三三パーセントとし、その後毎年この比率を一・五パーセントづつ増加させることと定められ、さらにより下位に位置する特定の行政ポストに就いている役人の内から勤務成績優秀者を高等文官に任命することになった。その結果、一九二五年から一九三五年迄の年平均をとればイギリス人とインド人それぞれが四〇パーセントの比率で任官し、さらに残りの二〇パーセントはより下位の役職から取り立てられることとなったのである(上記一九四二年のイン

- ド高等文官一二〇一人の内、このカテゴリーに属する者は一二〇名である。なおインドの民族構成の多様性にも配慮し、少数民族、とくにムスリムを、試験に合格しなかった者の中からも任命することにもなった。例えば一九二二年から一九四三年には八七名のムスリムが任命されたが、その内試験に失敗した者の中から任命された者は五八名であった。なお一九二二年以降、試験科目に大幅な改正がなされ(1) エッセイ(2) 英語(3) 現代事情(4) 科学概論(5) 現代主要ヨーロッパ語、及びラテン語のうち一つの言語からの翻訳——以上それぞれ一〇〇点(6) 口頭試問三〇〇点を必須科目とし、選択科目として人文、社会、自然、の各領域から広範に試験科目を選び出し、それぞれに一〇〇点、ないし二〇〇点の点数を与えて総計一〇〇〇点になるように受験生に選択させたこともインド人の進出に大きく影響していたと思う。つまり英語に加えて古典教育に重点を置く従来の受験科目ではインド人に圧倒的に不利であったのである。なお第一次大戦前後以降における高等文官募集の状況に関しては、Potter: *op. cit.*, pp. 83-101, O'Malley: *op. cit.*, pp. 212-227, また一九四二年におけるインド高等文官の構成に関しては Misra, *The Bureaucracy in India*, pp. 294-295, 一九二二年に導入された試験科目に関しては, *ibid.*, pp. 164-167, に詳しい。
- (102) 憲法調査会事務局『和訳 各国憲法集(五) インド憲法, 二〇六ページ(三一二条(2))』一九五六年。
- (103) B. B. Misra, *Government and Bureaucracy in India 1947-1976*, Oxford University Press, 1986, p. 112-113. なお自然科学として挙げられていたのは、化学、植物学、動物学、地質学、自然エネルギー学、応用力学である。
- (104) Potter: *op. cit.*, pp. 185-186.
- (105) 以上に関して Potter: *op. cit.*, pp. 183-186.
- (106) *Ibid.*, p. 209.
- (107) しかしインド高等文官と同様、インド高等行政官の勤務地も州であった。ミズーリーでの研修終了後、彼らは中央ではなくて州に派遣され、そこで収税官の指導下で実地のトレーニングを開始することになったのである。その後もまた当該州が彼らの活動の拠点をなしていたが、中央に派遣されることも頻繁に起こった。この中央勤務は一九八〇年代の初期においてインド高等行政官全体の一四パーセントを占めており、外務省、議会議、鉄道省、及び複数の科学官庁を例外として、主要官庁の次官の大半は彼らによって占められ、その下の要職もその多くが彼らによって占められることとなった。なお、インド高等文官と異なっていてインド高等行政官はパブリック・セクターの要職をも占めることになった。 Cf. *ibid.*, pp. 190-200, 212-217.
- (108) Vibha Pingle, *Rethinking the Developmental State: India's Industry in Comparative Perspective*, New York, 1999, p. 33.

- (109) *Ibid.*, p. 74.
(110) *Ibid.*, p. 239.
(111) *Ibid.*, p. 63.
(112) *Ibid.*, p. 126.
(113) *Ibid.*, pp. 70-72.

第五章 大英帝国の光と影

もつともインドの初代首相ネルーは、インド高等文官とそれが体現する伝統に対して、根強い反感を抱いていた。

「インド高等文官の氣質がわれわれの行政と公的世界に滲みわたっている限り、インドにいかなる新しい秩序も樹立することができない。……インド高等文官ならびにそれに類似する機関を完全になくすことが不可欠である」⁽¹¹⁴⁾とネルーは

一九三四年に書いている。またインド高等行政官が創設された後も、各方面から厳しい批判が寄せられてもいた。既にして一九六〇年代にある批判者は、ジェネラリストなるものは、政府の役割が限定され、行政が司る機能が比較的単純であった植民地時代には適合的であったとしても、独立以降、政府が果たす機能が複雑化し、技術的な問題に取り組む必要が高まるにつれ、行政をば素人によるディレッタタンティズムへと墮さしめてゆき、社会経済的發展に障害となつていと論難したものである⁽¹¹⁵⁾。

こうした批判を受けて政府部内でも「行政改革委員会」が一九六五年に設置され、その五年後には、報告書が提出された。それは五八一項目の提言からなる膨大なものであったが、ときを同じくしてイギリスで提出されてフルトン委員会の報告書の影響もあって、ジェネラリストからスペシアリストへの転換こそが焦眉の急務であると力説されていた。

そこでは経済、工業、農業・地域開発、社会教育、人事管理、財政、防衛と治安、計画の八分野では、専門的な知識が必要とされること、さらに既にして専門的な仕事に取り組むためにスペシャリストが配置されている部署では、スペシャリストが当該官庁のトップを占めるべき旨の提言がなされたが、それらは、従来の行政の在り方からの根本的な修正を迫るものである⁽¹⁶⁾。しかしながらこうした提言は、結局のところ実施されることがなかったのである。

それはデヴィッド・ポッターによれば、提言の実施を委ねられた人々が、改革によって既得権益を侵害されることとなるインド高等行政官によって構成されていたからであり、さらにときのインド国民会議派政府に、彼らの抵抗を打ち破って改革を断行する強い政治的な意志が欠けていたがためである⁽¹⁷⁾。

それに加えて、ことインドの、エリート層に限り、イギリスの文化的伝統が牢固として根付いていたことを、ここでは強調しておこう。上述したネルーもインド高等文官に厳しい批判を突きつけていたものの、他面ではハローからケンブリッジで学んだネルーにはイギリスの文化が骨の髄まで染みこんでいた。「その皮膚の色ではインド人だが、その好み、見解、道徳、知識ではイギリス人⁽¹⁸⁾」とは、一九世紀にマコーレーが西欧流の教育を導入するに際して、この教育が育成すべき人物を形容するために発した言葉であるが、ネルー自身、自分を評してこの言葉を好んで使用したという。じじつネルーが、一九四九年一〇月に最初のアメリカ訪問に出かけるに際して「自分自身いかなる顔をアメリカ公衆に示すべきか——インド人としてか、それともヨーロッパ人としてか——というのもどこのつまり私はヨーロッパ的、あるいはイギリスの性格をも身につけているからである⁽¹⁹⁾」と述べている。それと同様、ジェントルマンたりうるために、礼儀正しくなければならぬが、その礼儀作法を涵養するためにイギリス流の作法をたつき込もうとしたのも、同じ背景に由来するものである。

そればかりでなくインド高等文官の伝統は、インド高等行政官の勤務形態にもそっくりそのまま受け継がれていた。

「私は地方の収税官が住む白い漆喰塗りのバンガローを訪ねてまわり、『収税事務所』にも立ち寄ってみた。収税官たちはそこを拠点にして地方判事あるいは行政官としての職務もこなしている。オフィスの廊下にかかっている肖像画はジョージ四世ではなくモハンダス・ガンディーのものだが、もし一九世紀のイギリスの植民地官吏が現代にやってきたとしても、ここなら居心地よく感じるだろう。収税官は部下や使用人の一団につねに取り囲まれ、管轄地域内どこへ行くにも、大勢の取り巻きを従えている。どの村に行っても、まるで映画スターか何かのように、カーネーションやジャスミンやマリーゴールドの花輪を贈られる。管轄地域は平均して人口二〇〇万人ほど——国連に加盟している小国の人口より多い——という広範囲にわたるので、それぞれの村では収税官を迎える機会はめったにやってこない。そのため、村のリーダーたちは収税官が滞在しているほんの短い時間に、バラ・サヒーブに印象づけようと必死に努力する。収税官の移動にしても、白いアンバサダー「インドの代表的国産車」の上に赤いランプをつけた車というスタイルは、植民地時代後期からまったく変わっていない⁽¹²⁾」と書くのは、ファンナンシャル・タイムズの南アジア支局長として二〇〇一年から二〇〇五年にかけてインドに滞在したエドワード・ルースである。

ここに収税官^{コレクター}と言われる人物は、地^{デストラクト} 区^{ディストリクト}の長として、英領時代以降、地方行政の要に位置する人物であり、その権限は今日でも広範囲に及んでいた。それは、中・下級の役人の任命と配置転換、公正価格で販売する商店の開設許可、公有・私有の土地の不法占拠者の排除、農村の未使用地や都市の住宅地の配分、主要な商品の密輸の取り締まり等をカバーするものである⁽¹³⁾。この意味で現代インドの収税官の権限は、植民地時代の収税官の権限と多分に重なり合うものであり、自由裁量権を有しつつ、たんに行政機能ばかりでなく司法機能をも司る点でも、植民地時代の慣行を受け継ぐものである。しかし英領インドにあって、「プラトンのガーディアン」さながら行動する役人が必要とされていたのは、統治対象であるインド亜大陸が広大であるにもかかわらず、統治機構が未整備で、インド高等文官の数も一千名程

度と極めて少なかったがためである。それに対して行政機構が格段に整備され、インド高等行政官の数も約四千名にまで増加し、⁽¹²⁾法廷も全国にくまなく配備された現代インドにあって、広範な自由裁量権を持つ以上のような収税官は多分に時代錯誤的な様相を呈している。そればかりか彼らが行使する自由裁量権は、政治家からのプレッシャーの恰好の標的となり、その結果、汚職がインド高等行政官の間にも急速に広まってゆくこととなったのである。⁽¹³⁾

もっとも一九九一年に幕を切って落とされた経済自由化政策は、インドの行政組織にも影響を及ぼした。それは国有化のもとで政府のがんじがらめな統制下にあった鉄鋼業界にも波及し、その価格や分配・販売が役人のコントロールから解放されるのに伴って、インド高等行政官の影響力の減退を招いたことは否めない。それに刺激されてインドの鉄鋼業界も長年の低迷から脱し、輸出もまた急増しつつあることは事実である。⁽¹⁴⁾しかし国営の鉄鋼企業は依然、国営である一方で、自由化に伴って新しく鉄鋼分野に参入してきた企業家にとってインド高等行政官は、財務当局との折衝等になくはならないものである。⁽¹⁵⁾それに加えてインド高等行政官が依然として中央、地方の要職を占め続けているとき、経済自由化の行く末には幾多の紆余曲折が待ち受けているであろう。

いずれにせよインド、さらにはイギリスで大英帝国は今に至るまで大きな影響を与えている。それにしても大英帝国とはいったいいかなるものであったのか。一九世紀の政論家コブデンが、植民地を目的として人的、物的のいずれの点でも浪費的なものと断罪し、納税者に負担をかける一方で、負担に見合った経済的な利益をもたらすものでないと断じたことは、いまさら改めて指摘するまでもない。また一九五九年という大英帝国の黄昏時に出版された書物でジョン・ストレイチーは、同じく帝国の不経済性を指摘し、植民地こそがイギリスの富の源泉とする当時の支配的な風潮に対して、批判的なスタンスをとっていた。ストレイチーによれば、イギリスが植民地から不当に安く買い付け、高く売りつけるといった類の、反帝国主義者の主張は必ずしも根拠があるものでなく、輸入価格と輸出価格は、純粋に経済的な要因に

よって決定されてきた。⁽²⁶⁾ そうであるとするならば、植民地なるものは、その維持に余分なコストを生み出す分だけ、イギリス経済にとってマイナスとみなして不当ではなからう。

こうした主張は各地の植民地をあらかた失って意気阻喪した当時のイギリス国民にいくばくかの慰めを与えたに違いない。それと同様な見解は現代イギリスの経済史家、パトリック・オプライエンによって、より精妙な形で展開されていた。たとえば一九世紀後半に、イギリスが植民地（自治領を含む）を手放し、そして独立した国々がドイツやアメリカと同等の保護関税を設定した場合、イギリスの輸出が打撃を蒙ることは否めない。その一方で植民地に輸出する商品の生産に要する資財を国内市場で消化し得ないと仮定した場合、その打撃はより大きくなってゆくであろう。その損失は、ある試算によれば、一八七〇年でイギリスのGNPの一・一パーセント、一九一三年で三・三パーセントと見積もられている。これは必ずしも無視し得る額ではないが、しかしイギリスのような成熟した経済にあつては、そこで失った市場を他の場所で補い得る力が秘められている以上、その損失は一次的なものであつて、必ずしも致命的なものではない。他方、イギリスの国内市場が、植民地へと向うはずの資財を消化し得ないという仮定は、あまりにも厳しいものである。また植民地から独立した国々が、自国では生産し得ない資本財をイギリスから購入する場合、イギリスが蒙るであろう損失は以上よりも小さくなってゆくであろう。

他方、投資の場合、正確な額を把握することがより困難で、投資先も場所によって異なっており、地方で主流を占めていたのは国内向けの投資である。それに対してシテイ經由の投資にあつては、一九世紀後半には、投資総額の六七パーセントが海外に向けられており、その内、二五パーセントが帝国領で、帝国以外の外国は四二パーセントを占めていた。もっとも投資から上がる利益は時代によって同じでなく、一九世紀の後半の最初の四半世紀には帝国への投資が最大の利益を生み出したことは事実である。しかし一九世紀の最後の四半世紀には国内投資が帝国への投資、帝国以外

の外国投資より多くの見返りが期待し得たにもかかわらず、投資動向にさしたる変化が見られなかった背景には大英帝国の影が色濃く投影されていた。それは世界に冠たるイギリス艦隊が投資先の秩序を維持してくれるに違いないという感情であり、さらに帝国領にあつては投資利益を本国ないし植民地政府が保障してくれるに違いないという思惑であり、帝国主義的プロパガンダに惑わされて、帝国への投資がより多くの利益を生み出すに違いないという期待である。

その反面で、大英帝国の防衛に多額の費用を要した結果、一人当たりの租税負担額が、一八六〇年から一九一四年の年平均で、当時のイギリスが、断然他を引き離しており、政府支出に占める軍事費や利払い——それは植民地でのたび重なる戦争に際してなされた借金の利払いである——の点でも世界最大である。しかも軍事に費やされた多額の資金が、他のより生産的な分野に振り向けられたなら、その経済的な効果には絶大なものがある。それに加えてインドを中心とする上述したような多角決済システムとその背景、海外へと向かった資金が国内に投資されたときに生ずるであろう国内の経済発展を考慮にいれるとき、長期的に見た場合、植民地支配の純経済的なバランス・シートは自ずから明らかであろう。^(四)

それに対して政治的側面に注目するとき、そこには自ずから異なった様相がたち現れてくる。はたして世界地図を広げたとき、赤く塗られた地域が世界の各地に点在しており、それは自由貿易論が声高に主張された一九世紀中葉においてすら、イギリス人にとっては誇りの源であると同時に、他国にとっては羨望の的である。また『貿易は国旗に従う』という周知の格言は、広くイギリス人の間で支持されており、さらに一九世紀から二〇世紀に入るにつれて工業力の重要性が次第に認識され始めたものの、領土の広さとそれが擁する人的、物的資源の豊富さこそが国力の源泉であるとする信念も、依然として牢固としたものである。その反面で他に抜きん出た海軍力を擁し、ユニオンジャックを翻して、世界の海を自分たちの内海しながら遊弋する軍艦は、世界に冠たる大英帝国の威信と力の象徴である。またたとえ、帝

国が重荷であったとしても、それに雄々しく耐えることこそがイギリスに課せられた使命である。しかしながらその一方で、大英帝国は、覇権国家一般の例にたがわず、他の国々にとって、たんなる羨望にとどまるばかりか、打倒の対象であり、ときにこれらの国々は「持たざる国」としてけんか腰で国際場裏に登場してきたのである。

「グラッドストーンは過激な拡張主義者のローズ〔セシル・ローズ〕に、『荷が重すぎる』と愚痴をこぼしたことがある。『なすべきことが多すぎるのだ、ミスター・ローズ。新たな領土を獲得しても、世界各地で果たすべき義務が増えることをべつにすれば、英国民にとってどんな恩恵があるのかね』。ローズの答えは『グレートブリテンはとても小さな島です。グレートブリテンの立場は貿易に依存しています。現在未開の状態にある世界各地の属国を開発しなければ、海外との貿易を閉め出すことになります。(中略)閣下にとって、貿易こそが世界であり、英国ならぬ世界こそが閣下の命であることをおわかりください。だからこそ、世界の拡大と維持の問題に対処していただかねばなりません』⁽¹²⁾」

「英国は列強のなかで、もっとも妬まれ疎まれる存在だった。ライバル諸国は、英国を蹴落としたくてもうざうざしていた。一八九七年の夏、ロンドンに集まった外国の著名人たちを見て、ジャッカルの集まってくるかすかな気配を嗅ぎとった慧眼の士もいた。即位六〇周年の祝典は、そんな脅威を寄せつけず、『頭を垂れて、雪の母国へ戻って』いかせることを念頭において企画されていた。祝典が発したメッセージは——英国はまだ終わっていないし、帝国主義を適切に活用すれば、優位は永久に揺るがない。世界各地に点在する英領地域は、熱帯領地の労働力と鉱物資源に支えられて、いつの日か、あらゆる敵をしのぐ超大国になるだろう。……併合を待つ地域があれば、英国が併合しなければならぬ。でなければ、他国が併合してしまうだろう。」⁽¹³⁾

以上は、ジャーナリスト、ジャン・モリスからの引用である。おそらくここに大英帝国の本質の一面が見事に表現されている。それは壮大な権力の体系であると同時に、純経済的にみれば不経済で、帝国支配はインドでも、さらにはイ

ギリス本国でも様々な経済的な問題を引き起こしてきたことはこれまで指摘してきた通りである。しかもそこに発する問題は帝国主義時代に限られるものでない。それどころか今なお、これら両国が過去の遺産を背負っているとするならば、そこには歴史の重力ともいえるべき現象が投影されていたのである。

註

- (114) Potter, *op. cit.*, p. 2.
- (115) *Ibid.*, p. 160.
- (116) *Ibid.*, p. 168-169.
- (117) *Ibid.*, p. 171.
- (118) Sokes, *op. cit.*, p. 46.
- (119) Sarvepalli Gopal, *Jawaharlal Nehru: A Biography*, Vol 2, London, 1979, p. 59.
- (120) エドワード・ルース、田口未和訳『インド 厄介な経済大国』日経BP社、二〇〇八年、一〇〇—一〇一ページ。なお訳語は改めた。Cf. Edward Luce, *In Spite of Gods: The Strange Rise of Modern India*, New York, 2007, p. 72.
- (121) Potter, *op. cit.*, p. 222-223.
- (122) *Ibid.*, p. 212. 但しこれは一九八三年段階の数である。
- (123) ルース、前掲書、一〇一—一二五ページ、なお腐敗は裁判官を買収するといった分野にまで及んでいる。同、一二五—二六ページ。
- (124) 佐藤 創「経済自由化以降のインド鉄鋼業の変容」、内川秀二編『躍動するインド経済——光と陰——』アジア経済研究所、二〇〇六年、二一八—二四一ページ。
- (125) Pnglé, *op. cit.*, p. 77.
- (126) ジョン・ストレイチャー、関嘉彦他訳『帝国主義の終末』東洋経済新報社、一九六二年、二〇三—二一一ページ。
- (127) Patrick O'Brien, "The Costs and Benefits of British Imperialism 1846-1914", in *Past and Present*, No. 120, 1988, pp. 164-200. なお

オブライエンによれば帝国への投資のうち、その七一パーセントが白人からなる自治領、二〇パーセントがインド、残りがその他の植民地への投資である。また一人当たりの租税負担額が世界で最高であったにもかかわらず重税感がなかったのは、イギリス人が豊であったためである、オブライエンは述べている。例えば一九一〇までにはフランス、ドイツの一人当たりの国民所得がイギリスの七〇パーセントであったのに対して一人当たりの国防費は、四八パーセントであった。なお、投資に關しては Lance E. Davis and Robert A. Huttenback, *Mammon and the Pursuit of Empire: The Political Economy of British Imperialism 1860-1912*, Cambridge University Press, 1986, pp. 106-110 も参照。なお本文でも指摘したように投資先の比率に生じたる変化が見られなかったが、投資総額は大幅に増大した。これについては、cf., Davis and Huttenback, *op. cit.*, pp. 37-52.

(128) モリス、前掲書、上、一五四ページ。

(129) 同、一八〇ページ。